

少年審判通訳ハンドブック

【韓国語】

(改訂版)

最高裁判所事務総局

はじめに

少年審判において少年や保護者などが日本語を理解できない者である場合には、適正な調査や審判を実現するために、通訳が正しく行われることが必要です。しかし、調査や審判でのやり取りを正確に通訳することは、熟練した通訳人でも難しいものと思われまゝ。まして、法律を学んだことのない方が初めて少年審判の通訳をする場合は、戸惑うことが多いと思います。そのような場合、あらかじめ、調査や審判などでよく使われる定型的表現や用語についての通訳例を承知しておくとともに、少年審判がどのような目的で、どのような手続に従って行われるのかということについて正しい予備知識を持っておくことは、適切な通訳を行うために大切なことであると思われまゝ。

このハンドブックは、少年審判の通訳をすることになった方のために、通訳人として心得ておいていただきたいと思われること、知っていること役に立つと思われることをまとめ、通訳をする際の参考としていただくために作成したもので、少年審判の概要を説明した部分、通訳に当たっての注意事項を取りまとめた部分、調査や審判などでよく使われる定型的表現の対訳部分、さらに用語の対訳部分の4編からなっています。

このハンドブックが広く少年審判の通訳に当たる方の執務の参考になれば幸いです。

平成28年3月

最高裁判所事務総局家庭局

目 次

第1編	少年審判の概要	
第1	少年審判の意義と基本原理	1
1	少年審判の意義	1
2	少年審判の基本原則	1
(1)	教育主義（保護主義）	1
(2)	個別処遇の原則（処遇の個別化）	2
(3)	職権主義	3
第2	少年審判手続の流れ	3
1	事件の受理	3
(1)	対象事件	3
ア	少年保護事件	3
(ア)	犯罪少年	3
(イ)	触法少年	3
(ウ)	ぐ犯少年	3
イ	強制的措置許可申請事件	4
ウ	準少年保護事件	4
(2)	事件受理の態様	4
2	観護措置	4
(1)	意義	4
(2)	手続	5
ア	通訳人の氏名などの確認及び宣誓	5
イ	家庭裁判所調査官による面接	5
ウ	裁判官による観護措置決定手続	5
(ア)	少年の氏名などの確認	5
(イ)	黙秘権及び付添人選任権の告知	6

(ウ) 非行事実の告知及び少年の弁解の聴取	6
(エ) 決定の告知	6
(オ) ウィーン条約の説明	6
(3) 期間など	6
3 調査	7
(1) 裁判官による法的調査	7
(2) 家庭裁判所調査官による社会調査	7
4 審判	8
(1) 審判の開始	8
(2) 審判の場所，関与者など	8
(3) 手続	9
ア 審判開始の宣言	9
イ 通訳人の氏名などの確認と宣誓	9
ウ 少年の氏名などの確認	9
エ 黙秘権の告知	9
オ 非行事実の審理	9
カ 要保護性の審理	10
キ 決定の告知	10
(ア) 保護処分	10
a 保護観察	10
b 児童自立支援施設又は児童養護施設送致	10
c 少年院送致	11
(イ) 不処分	11
(ウ) 知事又は児童相談所長送致	11
(エ) 検察官送致	11
(オ) 試験観察	12

	(カ) 没取	12
	(キ) 訴訟費用の負担	13
	ク 保護処分の趣旨の説明	13
	ケ 抗告権の告知	13
	コ ウィーン条約の説明	13
5	検察官及び弁護士である付添人が関与した審理	13
6	被害者等の傍聴	14
第2編	通訳に当たっての注意事項	15
第1	一般的注意事項	15
第2	具体的注意事項	17
1	観護措置決定手続段階	17
2	調査段階	17
3	審判段階	18
第3編	定型文言の対訳	20
第1	観護措置決定手続	20
1	家庭裁判所調査官による面接	20
2	前置き	20
3	少年の氏名などの確認	22
4	黙秘権の告知	22
5	付添人選任権の告知	22
6	非行事実の告知	22
7	少年の弁解の聴取	24
8	観護措置をとらない場合	24
9	観護措置をとる場合（決定の告知等）	24
10	少年鑑別所収容の通知の説明	24
11	ウィーン条約の説明	24

第2	調査手続	26
1	前置き	26
2	少年の氏名などの確認	26
3	手続の説明	26
4	審判の説明	28
5	処分の説明	28
第3	審判手続	30
1	審判開始の宣言	30
2	少年の氏名などの確認	30
3	黙秘権の告知	30
4	被害者等の傍聴がある場合の説明	32
5	非行事実の告知	32
6	少年の弁解の聴取	32
7	証人尋問手続	32
8	聴取の終了	34
9	調査官の意見陳述	34
10	付添人の意見陳述	34
11	決定などの告知及びその説明	34
12	抗告権の告知（保護処分に付された場合）	34
13	ウィーン条約の説明 （少年院送致や少年院への戻し収容の場合）	34
第4	非行事実の告知	36
1	窃盗罪（万引）の例	36
2	窃盗罪（バイク盗）の例	36
3	遺失物等横領罪の例	36
4	傷害罪の例	36

5	強盗罪の例	38
6	殺人罪の例（その1）	38
7	殺人罪の例（その2）	38
8	覚せい剤取締法違反の例	38
9	毒物及び劇物取締法違反の例	40
10	過失運転致傷罪の例	40
11	道路交通法違反（無免許運転）の例	40
12	道路交通法違反（速度違反）の例	40
13	売春防止法違反の例	40
14	出入国管理及び難民認定法違反の例	42
15	ぐ犯の例	42
第5	決定などの告知及びその説明	42
1	保護観察決定などの告知及びその説明	42
	(1) 保護観察決定の告知及びその説明	42
	(2) 交通短期保護観察の処遇勧告の告知及びその説明	44
2	児童自立支援施設又は児童養護施設送致決定の告知 及びその説明	44
3	少年院送致決定などの告知及びその説明	44
	(1) 少年院送致決定の告知及びその説明	44
	(2) 処遇勧告の告知及びその説明	44
	ア 短期間の処遇勧告の説明	44
	イ 特別短期間の処遇勧告の説明	44
4	不処分決定の告知	44
5	知事又は児童相談所長への送致決定の告知	46
6	検察官送致決定の告知	46
7	強制的措置許可決定の告知	46

8	強制的措置不許可決定の告知	46
9	試験観察決定などの告知及びその説明	46
10	没取決定の告知	46
11	訴訟費用負担決定の告知	46
12	戻し収容決定の告知	48
13	収容継続決定の告知	48
14	保護処分 of 取消決定の告知	48
15	施設送致決定の告知	48
第6	書式例	50
書式1	少年と保護者の皆さんへ（身柄事件用）	50
書式2	少年と保護者の皆さんへ（在宅事件用）	52
書式3	審判期日通知書	54
書式4	呼出状	56
書式5	呼出状（調査）	58
書式6	同行状（緊急）	60
書式7	観護措置通知書	62
書式8	付添人選任届	64
書式9	付添人選任に関する通知及び照会	66
書式10	付添人選任に関する回答書	68
書式11	決定通知書（審判不開始決定）	70
書式12	証人召喚状	72
書式13	証人等整理票	74
書式14	宣誓書	76
書式15	通報の要請に関する照会	78
第4編	用語の対訳	80
第1	法律関係用語	80

第2	調査関係用語	92
第3	官庁等諸機関名	95
第4	法令名	99
第5	罪名	104
	少年保護事件の手続の流れ	107

第1編 少年審判の概要

第1 少年審判の意義と基本原理

1 少年審判の意義

一般に、少年は人格が未熟である半面、教育などにより改善される可能性が高いので、非行のある少年に対しては、責任を追及して刑罰による非難を加えるのではなく、非行の背景を探り、少年に保護、教育を行うことが、少年の健全な育成に役立つと考えられます。そこで、少年法（以下「法」といいます。）1条に掲げられている「少年の健全な育成」を図るため、非行のある少年の事件は、全て家庭裁判所に送らせ（これを「全件送致主義」といいます。）、家庭裁判所で少年の個別的な問題性を調査した上、個々の少年に応じた教育的な措置を行うこととされています。家庭裁判所における少年事件の審理は、刑事訴訟手続のように公開の法廷で検察官と被告人及び弁護人双方の主張につき裁判官が第三者的立場から判断をするのではなく、非公開の審判廷で、裁判官が、職権により、少年、保護者のほか、家庭裁判所調査官、付添人などの関係者の意見を聴いた上、少年の後見的役割も果たしつつ、少年の将来を考えて処分を決める構造となっています。一定の場合には、検察官も審判に出席しますが、この場合の検察官も家庭裁判所の審判の協力者として出席します。このように、少年の健全な育成を図る目的の下に家庭裁判所が行う、少年事件の受理から最終的な決定に至るまでの一連の手続を、少年審判といいます。

2 少年審判の基本原則

(1) 教育主義（保護主義）

少年審判は、非行のある少年について、できるだけ処罰でなく、教育的な手段によって非行性を矯正し、更生を図ることを目的としており、刑罰は、このような教育的な手段によって矯正することができないか、それが不適當な場合に限って科せられることになっています。これは、少年は、精神的に未熟、不

安定で、環境の影響を受けやすく、非行に至った場合にも必ずしも犯罪性が進んでいない者が多いので、これを成人と同視して、その責任を追及することは適当でないという考えと、少年は、たとえ罪を犯した場合にも人格の発達途上にあるものとして、成人に比べなお豊かな教育的可能性（可塑性）を有しており、指導や教育によって更生させることが期待できるにもかかわらず、教育によらずに刑罰という制裁を科すことは、本人の将来のためにならないばかりでなく、社会にとっても決して得策ではないという考えに基づいています。

このような考え方を教育主義といいます。教育主義は、全ての少年事件を家庭裁判所に送らせ（全件送致主義）、家庭裁判所において、必要な調査を行った上で少年の処分を決める仕組みになっていることにも表れています。

(2) 個別処遇の原理（処遇の個別化）

少年の非行の原因は様々であり、性格、環境などの問題点も多岐にわたりますから、これに対処して少年の非行性を取り除き、その更生を図るには、少年の個別的な問題性に応じた処遇を行うことが必要になります。このため、家庭裁判所においては、心理学、教育学、社会学などの行動科学の知見を活用した専門的な調査について訓練を受けている家庭裁判所調査官が、非行が起こったメカニズムを分析し、再非行を防ぐための手立てを検討するために、非行の経緯、少年の性格、生育歴、少年を取り巻く環境などについて調べます（社会調査）。さらに、必要な少年に対しては、少年鑑別所において鑑別が行われることもあります。

また、個別的な処遇方法としては、保護処分として、保護観察、児童自立支援施設又は児童養護施設送致、少年院送致があり、保護観察と少年院送致については、運用上様々な処遇が用意されているほか、試験観察などの中間的な措置や家庭裁判所調査官による教育的な働き掛け（保護的措置）などがあります。刑事裁判の場合と異なり、少年の個別的な問題性に応じた処遇を選択することができるようになっています。

(3) 職権主義

刑事裁判では、被告人と検察官の対立する当事者がお互いに攻撃や防御を行い、裁判所が第三者的立場から判断を下すという当事者主義的な構造がとられていますが、少年審判では、これと異なり、家庭裁判所が、少年の健全な育成を図るため、自ら少年に関する広範な調査を行い、審問を行う職権主義的な構造がとられています。

少年審判に関与する者は、少年、保護者のほか、家庭裁判所調査官、付添人、検察官、保護観察官、保護司、少年鑑別所の職員、学校の教師など多数にわたりますが、いずれも少年の健全な育成という目的の下に協力的な立場に関与するものとされています。

第2 少年審判手続の流れ

1 事件の受理

(1) 対象事件

ア 少年保護事件

これは、家庭裁判所に送られてきた少年を保護処分に付すかどうかを判断する事件で、家庭裁判所が取り扱う少年に関する事件の中の主なものです。その対象となる少年は、次の3種類があります。

(ア) 犯罪少年

1 4歳以上20歳未満の罪を犯した少年（法3条1項1号）

(イ) 触法少年

刑罰の定めのある法令に触れる行為をしたが、行為の時14歳未満であったため、刑法上罪を犯したことにならない少年（法3条1項2号）

(ウ) ぐ犯少年

20歳未満で、保護者の正当な監督に服しないとか、正当な理由がないのに家庭に寄り付かないとか、あるいはいかがわしい場所に出入りするといった一定の行状があり、その性格や環境から見て将来罪を犯す又

は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年（法3条1項3号）

イ 強制的措置許可申請事件

これは、児童相談所等で取り扱っている児童について、適切な保護を行うため、児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的な措置を必要とするときに、児童相談所等がそのような措置をとることの許可を求めて家庭裁判所にその児童を送致する事件です（法6条の7第2項）。

ウ 準少年保護事件

保護処分取消事件（法27条の2）、収容継続申請事件（少年院法138条、139条）、戻し収容申請事件（更生保護法71条、72条）及び施設送致申請事件（更生保護法67条2項、法26条の4）を準少年保護事件といい、これらの事件の手続は、性質に反しない限り少年保護事件のそれと同様です（法27条の2第6項、少年院法138条5項、139条3項、法26条の4第3項）。

(2) 事件受理の態様

家庭裁判所が少年保護事件を受理する方法としては、警察(司法警察員)からの送致(法41条)、検察官からの送致(法42条)のほか、知事又は児童相談所長からの送致(児童福祉法27条1項4号、法3条2項)。家庭裁判所調査官からの報告(法7条1項)、一般人からの通告(法6条1項)があります。また、強制的措置許可申請事件は、知事又は児童相談所長から送致されます(法6条の7第2項、児童福祉法27条の3)。

刑事事件における裁判所への事件の係属は、原則として検察官による公訴の提起に限られています（刑事訴訟法247条）が、少年事件の場合には、一般人を含めて、少年の健全な育成に関心を持つ者からの通告などによっても、事件を家庭裁判所に係属させる制度をとっているのが特徴です。

2 観護措置

(1) 意義

観護措置とは、家庭裁判所が調査や審判をするために、少年の心情の安定を図りながら、少年の身柄を確保しておく措置をいいます。これには、少年を家庭などに置いたまま、家庭裁判所調査官が随時連絡を取って少年を観護するもの（法17条1項1号）と、少年を少年鑑別所に収容するもの（法17条1項2号）の2種類がありますが、前者はほとんど利用されておらず、通常、観護措置というときは後者を指します。

後者の観護措置では、少年を少年鑑別所に収容することによりその身柄を確保するとともに、少年の行動を観察しながら鑑別を行います。そして、鑑別の結果は家庭裁判所に報告され、調査や審判の資料とされます。以下では、後者の観護措置を前提として、説明します。

(2) 手続

ア 通訳人の氏名などの確認及び宣誓

家庭裁判所調査官による面接（後記イ）や裁判官による観護措置決定手続（後記ウ）の前提として、まず、通訳人の氏名などの確認と宣誓が行われます。通訳人は、裁判官から、氏名や住所、経歴、少年や保護者との身分関係などの有無、調査や審判などでの通訳経験の有無などを聴かれ、良心に従って誠実に通訳することを誓います。

イ 家庭裁判所調査官による面接

裁判官による観護措置決定手続（後記ウ）の前に、家庭裁判所調査官が短時間少年に面接し、観護措置の要否について家庭裁判所調査官の立場からの意見を裁判官に提出する場合があります。家庭裁判所調査官による面接では、少年の氏名や生年月日、国籍、非行事実などの確認が行われるほか、少年審判手続についての一般的な説明も行われます。

ウ 裁判官による観護措置決定手続

(ア) 少年の氏名などの確認

裁判官は、直接少年に会った上で、少年に対し、少年の氏名、生年月

日、職業、国籍、日本での住居などを聴いて、少年が人違いでないかどうかを確認します。

(イ) 黙秘権及び付添人選任権の告知

裁判官は、少年に対し、黙秘権及び付添人選任権を告げます。少年は裁判官の質問に対し、無理に答える必要はありません。また、少年事件において家庭裁判所の審判の協力者としての役割とともに、刑事事件の弁護人のような役割を果たす人を付添人といいますが、少年に付添人を選任できる権利（法10条）があることも分かりやすく説明します。

(ウ) 非行事実の告知及び少年の弁解の聴取

裁判官は、少年に対し、非行事実を告げて、少年の弁解を聴きます。

(エ) 決定の告知

裁判官は、少年に対し、観護措置をとる場合にはその旨の決定を告げ、観護措置をとらない場合にはその旨を告げます。

(オ) ウィーン条約の説明

裁判官が外国籍の少年について観護措置をとる旨の決定をした場合には、裁判官は、少年に対し、少年の希望があれば領事関係に関するウィーン条約に基づいて少年の国の駐日大使館などに通報する旨の説明などをします。ただし、この通報は、それまでにその事件で通報されていない場合に限りです。

なお、二国間条約に基づき、少年の希望の有無にかかわらず通報することとされている国の少年に対しては、ウィーン条約の説明は必要ありません。

(3) 期間など

少年を少年鑑別所に収容することができる期間は、原則として2週間ですが、特に継続の必要があるときは、更新することができます（法17条3項）。更新は原則として1回を超えて行うことはできませんが、例外的に、更に2回を

限度として行うことができます（法17条4項）。したがって、少年を少年鑑別所に収容しておくことのできる期間は、最長8週間ということになります。

通常は、少年鑑別所において行う少年の行動観察や鑑別のために相当の期間を要するため、4週間近く収容されることが多いのが実情です。また、観護措置は、その必要がなくなったときは、いつでも取り消すことができます（法17条8項）。

3 調査

(1) 裁判官による法的調査

家庭裁判所が事件を受理すると、裁判官は、まず捜査機関から送られてきた記録を検討して、少年に本当に非行があるのかどうかを調査します（法的調査）が、記録を検討した結果、少年に非行があるとの蓋然的心証を得た場合には、家庭裁判所調査官に対し、少年の要保護性についての調査（社会調査）を命じます。しかし、少年が捜査段階で非行事実を否認している場合や、証拠関係に不明な点があって、非行事実の認定に問題があると裁判官が考えた場合には、家庭裁判所調査官に調査を命じる前に、審判を開き、その点について直接少年の弁解を聴き、証人などを調べる場合もあります。

(2) 家庭裁判所調査官による社会調査

家庭裁判所調査官は、裁判官から調査を命じられると、行動科学等の専門的知識を活用して、非行の経緯、少年の性格、生育歴、少年を取り巻く環境などを調べ（社会調査）、非行の背景やメカニズムを分析するという役割を担っています。社会調査は、少年が非行を繰り返す傾向の強さ、その傾向を取り除くことのできる可能性、そして保護処分という手段で矯正することのできる可能性といった要素（要保護性といいます。）を検討するために行われます。。社会調査は、家庭裁判所調査官が主に少年や保護者などと面接して行われ、少年鑑別所に収容されている少年に対しては、少年鑑別所に出向いて行われます。少年との面接の際には、家庭裁判所調査官が、少年の氏名、生年月日、国籍や

非行事実などを確認するほか、少年の生育歴、入国の経緯、日本での生活状況、非行の経緯や背景などを聴きますが、一般的な手続の説明なども行います。

また、家庭裁判所調査官が少年の家に出向いて家庭などの状況を見てくるとや学校などに照会することもあります。調査に当たっては、少年の情操や名誉を傷つけないように、また、関係者の秘密が守られるように、十分な注意が払われています。

家庭裁判所調査官は、調査結果と少年が立ち直るために必要な処遇に関する意見を少年調査票という書面にまとめ、裁判官に報告します。

4 審判

(1) 審判の開始

裁判官は、家庭裁判所調査官の調査結果などを検討した上で、審判を開く必要があるかどうかを決めます。少年が事実を認めており、かつ、事案が軽微であり、調査の過程における家庭裁判所調査官からの教育的な働き掛けなどにより十分な手当てがされているなどの理由から、審判を開いて指導を行う必要がないと判断した場合には、審判不開始決定をして裁判官が少年に直接働き掛けを行うことなく手続を終了させます。少年が事実を否認している場合や保護処分（保護観察、少年院送致等）などの手当てをする必要があると判断した場合には、審判開始決定をして審判を開きます。

なお、少年が逮捕、勾留などにより身柄が拘束されたまま家庭裁判所に送致されて観護措置がとられたような場合には、調査命令を発する際に併せて審判開始決定をするのが一般です。

(2) 審判の場所、関与者など

審判は、原則として家庭裁判所の審判廷で行われ、非公開の場で、懇切を旨として、和やかに行うとともに、少年に対し、自己の非行について内省を促すものとされ（法22条1項）、少年の情操の保護が図られています。

審判には、裁判官、家庭裁判所調査官、裁判所書記官、少年及び少年の保護

者が出席し、場合によっては、付添人、検察官、学校の教師、雇い主、保護観察官、保護司、少年鑑別所の職員などが出席することもあります。また、一定の重大な事件では、被害者等が審判を傍聴することもあります。

なお、裁判官については、1人の場合と3人の場合があります。重大事件などについては3人の合議体で審判が行われ、そのうちの1人が裁判長として手続を進めます。以下では裁判官が1人の場合について記述しますが、3人の合議体で審判が行われた場合にも、基本的に同じです。

(3) 手続

ア 審判開始の宣言

審判を開始するに当たっては、まず、裁判官が審判の開始を宣言します。

イ 通訳人の氏名などの確認と宣誓

通訳人の氏名などの確認や宣誓が審判の前に行われていないときには、通訳人の氏名などの確認と宣誓が行われます。

通訳人は、裁判官から、氏名や住所、経歴、少年や保護者との身分関係などの有無、審判などでの通訳経験の有無などを聴かれ、良心に従って誠実に通訳することを誓います。

ウ 少年の氏名などの確認

裁判官は、少年に対し、少年の氏名、生年月日、職業、国籍、日本での住居などを聴いて、少年が人違いでないかどうかを確認します。

エ 黙秘権の告知

裁判官は、少年に対し、黙秘権を告げます。

オ 非行事実の審理

裁判官は、少年に対し、非行事実を告げて、少年の言い分を聴き、その上で捜査機関から送られてきた少年に不利な証拠の内容を告げて、これについて言い分を述べる機会を与えます。必要な場合には、証人尋問などの証拠調べも行われます。審判の進め方や証拠調べの範囲、方法などについては、裁

判官の裁量に委ねられていますが、この裁量も無制限ではなく、合理的なものでなければならないとされています。また、保護処分の決定を行うには、非行事実の存在について、間違いがないとの確信（合理的な疑いを超える確信）が必要とされています。

カ 要保護性の審理

裁判官は、非行事実の審理の結果、非行事実の存在について確信した場合には、続いて、少年の要保護性についての審理を行います。裁判官は、主として家庭裁判所調査官の作成した少年調査票や少年鑑別所の鑑別結果報告書の内容を踏まえて、少年や保護者に対し、非行の動機・原因のほか、少年自身の生い立ち、少年の家族関係、学校、職場などの環境などについて、そのポイントとなる点を確認、あるいは自発的な発言を促してその言い分を十分に聴きます。また、その他の関係者から必要に応じて意見を述べてもらうこともあります。

キ 決定の告知

裁判官は、調査や審判の結果に基づいて、少年の非行事実及び要保護性を総合的に検討し、個々の少年の健全な育成のために最もふさわしい処分を決定し、少年にそれを告げます。

裁判官が審判で行う処分としては、次のようなものがあります。

(ア) 保護処分

a 保護観察

少年を家庭や職場に置いたまま、保護観察官や保護司が少年に対して指導監督と補導援護を行い、少年の改善更生を図るものです（法24条1項1号）。

b 児童自立支援施設又は児童養護施設送致

児童自立支援施設や児童養護施設という児童福祉施設に少年を送って教育や養護を行うものです（法24条1項2号）。

c 少年院送致

少年を少年院という特別の矯正教育施設に収容して、少年が健全なものの考え方や規則正しい生活習慣を身に付けることができるように指導するものです（法24条1項3号）。少年院には、第1種から第4種までの4種類がありますが、家庭裁判所が少年を送致するのはこのうち第1種から第3種までの少年院です。少年を送致する少年院の種類は、決定において定められます。また、家庭裁判所は、第1種少年院に少年を送致する場合には、短期間（6か月）又は特別短期間（4か月）で処遇を終えることが適当である旨の処遇勧告を付すことができ、その場合には、少年院長は家庭裁判所の処遇勧告をそのまま受け入れる運用が行われています。

(イ) 不処分

審判の結果、非行事実が認められない場合や、非行事実が認められても、特に保護処分に付すまでの必要はないと認められた場合に行われるもので、少年を保護処分に付さないことを宣言するものです（法23条2項）。

(ウ) 知事又は児童相談所長送致

少年を児童福祉施設に入所させたり、少年に児童福祉司や児童委員による指導を受けさせたりするなど、児童相談所の措置に委ねることが適当であると認められた場合に行われるものです（法23条1項、18条1項）。

(エ) 検察官送致

死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、調査をした上、その事件の重大性や犯情、さらには、少年の犯罪的危険性、非行歴などから判断して、刑罰を科すのが相当と認められるときに、事件を検察官に送致するものです。また、殺人や傷害致死など故意の犯罪行為によって被

害者を死亡させた罪の事件であって、犯行時に16歳以上の少年に係るものについては、原則として事件を検察官に送致することとされています（法23条1項、20条）。

送致を受けた検察官は、犯罪の嫌疑がある限り、原則として、刑事裁判所に公訴を提起（起訴）しなければならないとされています（法45条5号）。

なお、このほかに、本人が20歳以上であることが判明したときにも、事件を検察官に送致する決定が行われます（法23条3項、19条2項）。

観護措置がとられている事件について、検察官送致の決定をするときは、あらかじめ、本人に対し、罪となるべき事実や弁護人を選任することができる旨などが告げられます。さらに、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件については、本人に対し、貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨などが告げられます（少年審判規則24条の2）。

(オ) 試験観察

試験観察とは、家庭裁判所が直ちに保護処分を選択するかどうかの最終決定を行いにくい場合に、(ア)から(エ)までのような最終的な決定を留保したまま、少年の非行性や更生可能性を見定めるために、相当の期間、少年を家庭裁判所調査官の観察に付すという中間的な決定です。その際には、併せて、遵守事項を定めてその履行を命じたり、適当な施設や個人などに少年の補導を委託したり（これを「補導委託」といいます。）するなどして、少年の行動を観察することもあります（法25条）。

(カ) 没取

没取とは、犯罪少年や触法少年について、審判不開始決定や（ア）から（ウ）までの決定等をするに当たり、犯罪に利用した凶器など一定の物の所有権を少年から剥奪し、国庫に帰属させるために行われる処分です（法24条の2）。

（キ） 訴訟費用の負担

家庭裁判所へ送致される前に少年に国選弁護人が付された事件について、不処分又は保護処分の決定がされた場合には、家庭裁判所は、少年に対し、その国選弁護費用（訴訟費用）を負担させることができます（法45条の3、刑事訴訟法181条1項）。

ク 保護処分の趣旨の説明

裁判官は、保護処分の決定を告げる場合には、少年及び保護者に対し、保護処分の趣旨を懇切に説明し、これを十分に理解させます（少年審判規則35条1項）。

ケ 抗告権の告知

裁判官は、保護処分の決定を告げた場合には、少年及び保護者に対し、決定に不服があるときは2週間以内に抗告申立書を裁判所に差し出して抗告をすることができる旨を告げます（少年審判規則35条2項）。

コ ウィーン条約の説明

裁判官が少年院送致や少年院への戻し収容の決定を告げた場合には、裁判官は、少年に対し、少年の希望があれば領事関係に関するウィーン条約に基づいて少年の本国の駐日大使館などに通報する旨の説明などをします。ただし、この通報は、それまでにその事件で通報されていない場合に限りです。

なお、二国間条約に基づき、少年の希望の有無にかかわらず通報することとされている国の少年に対しては、ウィーン条約の説明は必要ありません。

5 検察官及び弁護士である付添人が関与した審理

検察官は、原則として少年審判に関与しませんが、家庭裁判所は一定の罪の事

件で、その事実認定手続に検察官が関与する必要があると認めるときは、審判に検察官を出席させることができます（法 22 条の 2）。この場合に、家庭裁判所は、少年に弁護士である付添人がないときは、弁護士である付添人を付すこととされています（法 22 条の 3 第 1 項）。

また、検察官が関与しない場合でも観護措置がとられている一定の罪の事件に係る犯罪少年や触法少年の審判において、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、必要があると認めるときは、弁護士である付添人を付することができることとされています（法 22 条の 3 第 2 項）。

このようにして検察官や弁護士である付添人が出席した審判においては、検察官や付添人から証拠調べの申出がされたり、少年や証人などに対して質問がされたりします。ただし、刑事裁判と異なり、検察官や付添人は家庭裁判所の審判の協力者として関与します。

6 被害者等の傍聴

少年審判は原則として非公開ですが、犯罪少年又は触法少年が起こした一定の重大な事件の被害者等は、裁判所の許可を受けて少年審判を傍聴することができます。被害者等から傍聴の申出があった場合には、裁判所は、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮し、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときに限り、傍聴を許すことができます（法 22 条の 4）。

第2編 通訳に当たっての注意事項

第1編で少年審判の概要をおおむね御理解いただけたことと思います。通訳人の皆さんは、この少年審判の中で、言葉の通じない外国人の少年や保護者などと少年審判に関与する他の人とのいわばパイプ役を果たしていただくこととなります。少年審判においては、まず、少年に調査や審判などで何が行われているかを十分に理解させる必要があります。そして、裁判官や家庭裁判所調査官と少年などとの意思の疎通を十分に行いながら審理を進めていかなければなりません。そのためには正確な通訳が必要です。

本編では、通訳人の皆さんに心得ておいていただきたい注意事項をまとめてみました。

第1 一般的注意事項

1 良心に従って誠実に通訳を行ってください。

通訳人の皆さんには、通訳をするに当たってその旨の宣誓をしていただきます。これは、法律に基づくもので、適正な調査や審判などを実現するためのものです。

なお、故意に偽りの通訳を行いますと、処罰されることがあります。

2 公正を保ってください。

少年審判は、偏りのない、公正な手続で行われなければなりません。通訳人も、通訳をするに当たっては、立場上公正さを疑われるような行動をとってはならないので、少年や保護者などと交友関係があるなど特別の関係にある場合には、直ちに申し出てください。警察や検察庁での当該少年に対する取調べに通訳人として立ち会ったことがある場合には、必ず裁判所にその旨を伝えてください。また、少年や保護者などに対して名刺を渡したり、電話番号を教えたりするなど、少年やその関係者から接触してくる機会を与えないようにしてください。

もちろん、一緒に飲食したり、贈り物を受け取ったりするなどの行為は、絶対に行わないでください。

3 職務上知り得た秘密を漏らさないでください。

少年事件の調査や審判は、少年の社会復帰を助けるため、非公開で行われ、その内容は、外部には知らされません。特に、少年の非行の内容が外部に知れると、少年が就職する妨げになったり、学校を退学になったりすることがあり、その更生に著しい悪影響を及ぼすことがあります。

通訳人の方は、調査や審判などの過程で、事件の内容に関する様々なことを知ります。特に、調査や審判においては、その性質上、少年の生育環境や心身の状況など、少年のプライバシーに関することを知ることも多くあります。これらの内容は絶対に他に漏らさないでください。少年審判は、秘密性を重視して行われるものですから、秘密の保護には特に注意してください。家庭裁判所調査官による調査に際しては、少年と保護者の間でも秘密にされている事項についての話もよくありますので、これらについては、外部だけではなく、少年や保護者に対しても、絶対に漏らさないでください。

4 少年から調査や審判以外の場で質問されたり、話しかけられたりした場合にも、少年との会話の内容については十分に注意してください。

少年は、慣れない土地で身体の自由の拘束を受けるなどしていますので、自分の話す言葉を理解してくれる通訳人に様々な相談をすることもあるかと思われまます。しかし、通訳人の個人的な経験などから、審判の見通しや今後の手続などを話したりすると、これによって少年が誤った期待等を抱いてしまうおそれが多分にあります。通訳人は、少年の助言者ではありません。少年の保護者、友人などから問合せや相談があった場合も同様です。

5 裁判所では、通訳人の皆さんに、正確な通訳をしていただくために、少年の非行事実を記載した書類をお渡しすることがありますが、この書類は、審判が終了したらすぐに担当の裁判所書記官に返却してください。また、分からないことが

あれば、担当の裁判所書記官にお尋ねください。

第2 具体的注意事項

1 観護措置決定手続段階

観護措置決定手続は、少年を少年鑑別所に收容するか否かを決める重要な手続ですから、裁判官や少年が話したことを忠実に通訳してください。観護措置決定手続段階における注意事項は、基本的に審判段階におけるものと同様ですから、後記3を参考にしてください。

2 調査段階

- (1) 家庭裁判所調査官、少年及び保護者が話したことを忠実に通訳してください。

家庭裁判所調査官は、行動科学の専門的知識を背景に、少年との面接の中で、様々な角度から少年に質問、あるいは心理テストなどを行い、少年の要保護性を調査します。家庭裁判所調査官の質問に対する少年の返答内容や態度などは、全て少年の人格を理解するために重要な要素となり、また、家庭裁判所調査官は、少年の反応や性格などにより、質問方法を変化させていきます。したがって、家庭裁判所調査官の質問を正確に通訳し、少年や保護者の言葉をできる限り忠実に通訳してください。一部を省略したり、話した内容を簡単にまとめてその趣旨だけを通訳したりすることは極力避けてください。また、少年や保護者が質問に対する答え以外にも話をしている場合や質問をしていないのに話を始めた場合にも、その発言を禁止せずに通訳してください。

- (2) 通訳するときに、通訳人による評価を交えたり、コメントを付け加えたりしないでください。

通訳は、発言をできるだけ忠実に通訳することが原則です。通訳人が評価を交えるなどすると、発言の本当の内容が相手に伝わらず、誤解を生じることになります。もし家庭裁判所調査官が少年や保護者の発言の意味を理解できない場合には問い直しますので、通訳人がコメントを付け加えることは遠慮してください。

なお、少年を理解する上で必要と思われるもので、少年の母国の文化などについて、どうしても少年が説明しきれず、通訳人が裁判所に伝えておくことが望ましいと思われるものがある場合には、その旨を申し出た上、家庭裁判所調査官の指示に従ってください。

- (3) 家庭裁判所調査官の質問に分からない言葉があるなど疑問があった場合には、遠慮なく家庭裁判所調査官に尋ねてください。

通訳人を付けた事件の場合、家庭裁判所調査官はできるだけ簡潔に質問をするなどの工夫をするのが通例ですが、もし複雑な質問やいくつもの質問が一度にされたりして通訳に困難を感じる場合は、直ちにその旨を家庭裁判所調査官に申し出てください。また、専門用語などで意味の分からない言葉があった場合や、質問内容を正確に理解できない場合は、中途半端に処理しないで遠慮なく申し出てください。質問の意味をよく理解しないまま通訳を行ったのでは、調査の目的は達せられません。

- (4) 少年や保護者が通訳された内容を理解していないと見える場合には、通訳人の判断で少年などに追加説明しないでください。

質問する側としては、答える側がどれだけ質問を理解したかを把握することも大切です。少年や保護者が通訳された内容を理解していないと見える場合には、そのまま答えを通訳した上で、よく理解できていない旨を家庭裁判所調査官に告げてください。家庭裁判所調査官は、質問を変えるなどの工夫を行います。質問する側と答える側に食い違いがあるのにそのまま調査を進めると、思わぬ誤解を生じるおそれがあります。

- (5) 通訳を行っていただく際、発言を一通り訳し終わった場合には、「はい。」と声に出したり、家庭裁判所調査官の方を向いたりして、合図をしてください。

3 審判段階

- (1) 裁判官、少年、証人その他の関係者が話したことを忠実に通訳してください。
審判では、裁判官が同じ点について様々な角度から何度も尋ねることがあり

ます。これに対し、少年が同じようなことを繰り返しているように見える場合もあります。このような場合でも、それぞれの質問のニュアンスなどに注意して、言葉をできる限り忠実に通訳してください。一部を省略したり、話した内容を簡単にまとめてその趣旨だけを通訳することは極力避けてください。また、通訳するときには、通訳人による評価を交えたり、コメントを付け加えたり、裁判官の指示によらないで少年らの発言を禁止したりしないでください。

- (2) 裁判官等の質問に意味の分からない言葉があるなど通訳がやりにくいと感じたときは、遠慮なくその旨を裁判官に申し出てください。

通訳人を付けた事件の場合、裁判官等はできるだけ簡潔にわかりやすく質問するなどの工夫をするのが通例ですが、もし複雑な質問がされたりして通訳に困難を感じる場合は、直ちにその旨を裁判官に申し出てください。また、質問の途中で難しい言葉が出てきた場合や、質問内容を正確に理解できない場合は、中途半端に処理しないで遠慮なくその旨を申し出てください。質問の意味などをよく理解しないまま通訳を行ったのでは、審判の目的は達せられません。

- (3) 少年や証人が通訳された内容を理解していないと見える場合には、通訳人の判断で少年らに説明することなく、そのまま答えを通訳した上で、十分に理解できていない旨を裁判官に告げてください。裁判官は質問の仕方を変えたりして工夫します。質問する側と答える側に食い違いがあるのにそのまま手続を進めると、思わぬ誤解を生じたりします。

- (4) 通訳を行っていただく際、発言を一通り訳し終わった場合には、「はい。」と声に出したり、裁判官の方を向いたりして、合図をしてください。

第3編 定型文言の対訳

〔一般的には、ここに記載されたような方式で行われますが、必ずしもここに書かれているとおりの内容が述べられるとは限りませんし、ほかの内容が述べられることもあります。なお、本編では、裁判官が1人で、検察官が関与しない審理について記載していますが、裁判官が3人である場合や検察官が関与する場合についても、以下に記載した手続の流れは基本的に同じです。〕

第1 観護措置決定手続

1 家庭裁判所調査官による面接を行う場合

〔ここに記載されているほかは、第2の2以下の内容を参考にしてください。〕

私は、家庭裁判所調査官の〇〇です。

最初に、私が、今回の非行や現在の生活状況などについて聴き、その後に裁判官の面接があります。

裁判官の面接では、もう一度、君の名前、生年月日、職業、国籍、日本での住居などが聴かれます。

裁判官の面接では、今回君がしたとされている非行の内容が告げられ、弁解の機会を与えられます。

事実と違う点や納得のできない点があれば、その機会に述べてください。

裁判官は、今回の非行の内容、君のこれまでの生活状況などを考慮して、君の問題点を調べてもらうために、君を少年鑑別所に収容する必要があるかどうかを判断します。

2 前置き

私は、裁判官の〇〇です。

君について〇〇事件が送られてきました。

今後、君に本当に非行があるかどうかを確かめた上で、最終的な処分を決めて

제 1 감호조치 결정절차

1 가정법원 조사관이 면접을 하는 경우

[여기에 기재된 것 외에는 제2의 2 이하의 내용을 참고해 주십시오.]

나는 가정법원 조사관 ○○입니다.

먼저, 내가 ○○군(사건 당사자)의 이번 비행 및 생활 상황 등에 관해서 묻고 그 후 판사가 면접합니다.

판사 면접에서는 다시 한 번 ○○군의 이름, 생년월일, 직업, 국적, 일본에서의 주소 등을 묻습니다.

판사 면접에서는 이번에 ○○군이 한 것으로 되어 있는 비행 내용을 이야기하고 ○○군에게 해명할 기회를 줍니다.

사실과 다른 점이나 이해가 되지 않는 점이 있으면 그 기회에 이야기하십시오.

판사는 이번 비행 내용 및 ○○군의 지금까지의 생활 상황 등을 고려해 ○○군의 문제점을 조사하기 위해 ○○군을 소년분류심사원에 수용할 필요가 있는지의 여부를 판단합니다.

2 머리말

나는 판사 ○○입니다.

○○군에 대한 ○○사건이 도착하였습니다.

앞으로 ○○군에게 비행사실이 있는지 여부를 확인한 후 최종적으로 처분을

いくこととなりますが、今日は、その前提として、君の問題点を調べてもらうために、君を少年鑑別所に送致する必要があるかどうかを決めます。

これからの手続については、裁判所が選任した通訳人が通訳することになります。通訳人は、誠実に通訳することを宣誓しています。

私の言っている意味が分からないときは、何でも遠慮なく聞いてください。

3 少年の氏名などの確認

名前は何といいますか。

生年月日はいつですか。

国籍はどこですか。

日本ではどこに住んでいますか。

仕事は何をしていますか。

4 黙秘権の告知

これからいくつか質問しますが、君は無理に答える必要はありません。黙っていてもそれだけで不利になることはありません。

しかし、言いたいことがあれば、遠慮なく話してください。

ただし、君が話したことは、君にとって有利か不利かを問わず、証拠として使われることがあります。

5 付添人選任権の告知

君や君のお父さん、お母さんなどの保護者は、今回の審判のために、付添人を頼むことができます。

付添人とは、裁判所の審判に協力しながら、君の権利を守ったり、相談に乗ってくれたりする人です。

弁護士以外の人を付添人に頼む場合は、家庭裁判所の許可が必要です。

6 非行事実の告知

これから、検察官（警察）から送られてきている事件の内容を読みます。

よく聞いておいてください。

결정하게 되지만 오늘은 그에 앞서 ○○군의 문제점을 조사하기 위해 ○○군을 소년분류심사원에 송치할 필요가 있는지의 여부를 결정합니다.

지금부터 행해지는 절차에 관해서는 법원이 선임한 통역인이 통역을 합니다. 통역인은 성실하게 통역할 것은 선서하였습니다.

내가 하는 이야기 가운데 무슨 뜻인지 이해 할 수 없을 때에는 언제든지 사양하지 말고 물어 보십시오.

3 소년(사건 당사자)의 이름 등 확인

이름은 무엇입니까?

생년월일은 언제입니까?

국적은 어디입니까?

일본에서는 어디에 살고 있습니까?

직업은 무엇입니까?

4 목비권의 고지

지금부터 몇 가지 질문을 할 것입니다. ○○군은 무리해서 대답할 필요는 없습니다. 대답하지 않아도 그것으로 인해 불리한 대우를 받게 되는 일은 없습니다.

그러나 하고 싶은 말이 있으면 사양하지 말고 하십시오.

단 ○○군이 한 이야기는 ○○군에게 유리한지 불리한지의 여부와 상관없이 증거로 사용될 수 있습니다.

5 보조인 선임권의 고지

○○군 및 ○○군의 아버지, 어머니 등 보호자는 이번 심판을 위해 보조인을 선임할 수 있습니다.

보조인이란 법원의 심판에 협력하면서 ○○군의 권리를 보호하고 상담을 해 주는 사람입니다.

변호사가 아닌 사람을 보조인으로 선임하는 경우에는 가정법원의 허가가 필요합니다.

6 비행사실의 고지

지금부터 검사(경찰)가 보내 온 사건의 내용을 읽겠습니다.

잘 들어 두십시오.

[第4 (非行事実の告知) 参照]

7 少年の弁解の聴取

今読んだ内容について、間違っていることや分からないことがあったら、何でも遠慮なく言ってください。

8 観護措置をとらない場合

君を少年鑑別所に送致しないことにします。

今日は帰ってもらいます。

しかし、これで裁判所の手続が終わったわけではありません。

後日、調査や審判の呼出しがありますから、そのときは必ず裁判所に来てください。

9 観護措置をとる場合 (決定の告知等)

君を少年鑑別所に送致することにします。

少年鑑別所にいる期間は、通常、最長4週間です。なお、場合によっては、最長8週間まで更新されることがあります。

その間、少年鑑別所の技官や家庭裁判所調査官が君の性格、環境などに問題がないかどうか、あるとすれば何かといったことを知るため、心理テストや調査を行うこととなります。この調査等にはできる限り応じてください。

また、自分自身や生活面の問題点は何か、それをどのように直していくかについて、審判で裁判官に説明できるように考えを整理しておいてください。

10 少年鑑別所収容の通知の説明

君が少年鑑別所に収容されることは、君のお父さん、お母さんなどの保護者に通知します。

誰への通知を希望しますか。

その人の名前と住所及び君とその人との関係を教えてください。

11 ウィーン条約の説明

[二国間条約に基づく通報を行うこととされている場合を除く。]

[제4 (비행사실의 고지) 참조]

7 소년(사건 당사자)의 해명 청취

지금 읽은 내용에 틀린 점이나 이해되지 않는 점이 있다면 무엇이든지 사양하지 말고 이야기하십시오.

8 감호조치를 집행하지 않는 경우

○○군을 소년분류심사원에 송치하지 않기로 합니다.

오늘은 집으로 돌아가십시오.

그러나 이것으로 법원의 절차가 끝난 것이 아닙니다.

앞으로 조사나 심판의 호출이 있으므로 그 때에는 반드시 법원에 출석하십시오.

9 감호조치를 집행하는 경우 (결정의 고지 등)

○○군을 소년분류심사원에 송치하기로 합니다.

소년분류심사원 수용 기간은 보통 최장 4주일입니다. 또한 경우에 따라 최장 8주일까지 갱신되는 경우가 있습니다.

그 기간 동안 소년분류심사원의 전문기술관 및 가정법원 조사관이 ○○군의 성격, 환경 등에 문제가 없는지, 있다면 무엇이 문제인지를 파악하기 위해 심리테스트와 조사를 실시하게 됩니다. 이 조사와 테스트 등에는 가능한 응해 주십시오.

또한 자기 자신과 자신의 생활 속 문제점은 무엇인지, 그것을 어떻게 고쳐갈 것인지에 대해 심판에서 판사에게 설명할 수 있도록 생각을 정리해 두십시오.

10 소년분류심사원 수용 통지의 설명

○○군이 소년분류심사원에 수용된다는 것을 ○○군의 아버지, 어머니 등 보호자에게 통지합니다.

누구에게 통지하기를 원합니까?

그 사람의 이름과 주소 및 ○○군과의 관계를 알려 주십시오.

11 비엔나 협약의 설명

[양국간 조약에 의거해 통보하게 되어있는 경우를 제외.]

君の希望があれば、領事関係に関するウィーン条約に基づいて、君の国の駐日大使館などに通報します。

ただし、警察や検察官が通報していない場合に限りです。

通報を希望しますか。

なお、君の国の駐日大使館などに対しては、日本の法令に反しない限り、手紙を出すことができます。

第2 調査手続

1 前置き

私は、君の担当の家庭裁判所調査官の〇〇です。

君について、〇〇事件が検察官（警察）から家庭裁判所に送られてきました。

今日は、この事件のことや君のこれまでの生活、家族のことなどについて話を聴きたいと思います。

今日は、裁判所が選任した通訳人が通訳することになります。通訳人は、誠実に通訳することを宣誓しています。

私の質問の意味が分からない時は、何でも遠慮なく聞いてください。

2 少年の氏名などの確認

名前は何といいますか。

生年月日はいつですか。

国籍はどこですか。

日本ではどこに住んでいますか。

仕事は何をしていますか。

3 手続の説明

家庭裁判所では、本当に君に非行があるかどうかを確認します。

君に非行がある場合は、どうしてそういうことをしてしまったか、今後繰り返さないためにはどうしたらよいかということを考え、どのような指導や教育が

○○군이 원한다면 영사관계에 관한 비엔나 협약에 의거해 ○○군 국적국의 주일대사관 등에 통보합니다.

단 경찰이나 검사가 통보하지 않은 경우에만 해당됩니다.

통보를 희망합니까?

또한 일본의 법령을 위반하지 않는 한 ○○군 국적국의 주일대사관 등에 직접 편지를 보낼 수 있습니다.

제2 조사절차

1 머리말

나는 ○○군을 담당하는 가정법원 조사관 ○○입니다.

검사(경찰)가 보낸 ○○군에 관한 ○○사건이 가정법원에 도착했습니다.

오늘은 이 사건 및 ○○군의 지금까지의 생활, 가족 상황 등에 대해 이야기를 듣고자 합니다.

오늘은 법원이 선임한 통역인이 통역할 것입니다. 통역인은 성실하게 통역할 것을 선서하였습니다.

내 질문을 듣고 무슨 뜻인지 이해할 수 없을 때에는 언제든지 사양하지 말고 물어 보십시오.

2 소년(사건 당사자)의 이름 등 확인

이름은 무엇입니까?

생년월일은 언제입니까?

국적은 어디입니까?

일본에서는 어디에 살고 있습니까?

직업은 무엇입니까?

3 절차의 설명

가정법원에서는 ○○군이 정말로 비행을 저질렀는지 여부를 확인합니다.

○○군이 비행을 저지른 경우에는 왜 그런 일을 하게 되었는지, 다시 그런 일을 저지르지 않기 위해 어떻게 하는 것이 좋을지를 생각하고 어떤

必要かを考慮して最も適当な処分を決めています。

今日は、今回の事件の原因を君と一緒に考えたいと思います。

君から聴いた内容は、裁判官に報告します。

裁判官は、その内容を踏まえた上で、君の処分を決めます。

4 審判の説明

審判は、裁判の一種です。

審判は、原則として非公開で行うことになっています（が、この事件については、裁判所が被害者等に審判を傍聴することを許可しましたので〔被害者等から傍聴の申出が出ていますので、これを裁判所が許可すれば〕、被害者等が審判を傍聴することができます。傍聴が許されるのは、審判の様子を直接見聞きしてその状況を詳しく知りたいという被害者等の心情を尊重するためであることをよく理解してください。）。

審判廷には、裁判官のほか、家庭裁判所調査官、裁判所書記官、君、君の保護者、君の付添人などが出席します。

審判では、裁判官が君の名前、生年月日、職業、国籍、日本での住居などを確認します。

審判では、今回君がしたとされている非行の内容が告げられ、弁解の機会を与えられます。

君も、審判までに、今回の非行の原因や今後の生活などをよく考えておいてください（また、被害者等が審判の様子を傍聴していますが、落ち着いて自分の考えを話すようにしてください。）。

そして、審判の時には、君の考えていることを率直に話すようにしてください。

また、事実と違う点や納得できない点があれば、その機会に述べてください。

5 処分の説明

家庭裁判所の行う処分には、施設に入って生活指導などを受けるものとして少年院送致、児童自立支援施設送致及び児童養護施設送致があります。

지도와교육이 필요할지를 고려해 가장 적절한 처분을 결정합니다.

오늘은 이 사건의 원인을 ○○군과 함께 생각해 보고자 합니다.

○○군이 말한 내용은 판사에게 보고됩니다.

판사는 그 내용을 검토하여 ○○군의 처분을 결정합니다.

4 심판의 설명

심판은 재판의 일종입니다.

심판은 원칙적으로 비공개로 이루어집니다(그러나 이 사건의 경우 법원이 피해자 등에게 심판 방청을 허가하였으므로 [피해자 등이 방청 신청을 하고 그 신청을 법원이 허가하면] 피해자 등이 심판을 방청할 수 있습니다. 방청을 허가하는 것은 심판의 모습을 직접 보고 들어 그 상황을 자세히 알고자 하는 피해자 등의 심정을 존중하기 위한 것임을 이해해 주십시오.).

심판정에는 판사 외에 가정법원 조사관, 법원 서기관, ○○군, ○○군의 보호자, ○○군의 보조인 등이 출석합니다.

심판에서는 판사가 ○○군의 이름, 생년월일, 직업, 국적, 일본에서의 주소 등을 확인합니다.

심판에서는 이번에 ○○군이 저지른 것으로 되어 있는 비행의 내용을 공개하고 해명의 기회를 줍니다.

○○군도 심판일까지 이번 비행의 원인과 앞으로의 생활 등을 잘 생각해 두십시오(또한 피해자 등이 심판 상황을 방청하고 있지만 침착하게 자신의 생각을 이야기하십시오.).

그리고 심판 중에는 ○○군의 생각을 솔직하게 이야기하십시오.

또한 사실과 다른 점이나 이해가 되지 않는 점이 있으면 그 즉시 이야기 하십시오.

5 처분의 설명

가정법원이 집행하는 처분에는 시설에 들어가 생활지도 등을 받는 처분으로 소년원 송치, 아동자립지원시설 송치, 아동양호시설 송치가 있습니다.

また、社会の中で保護観察官や保護司から指導を受ける保護観察もあります。

さらに、検察官送致とって、事件を刑事裁判に回して大人と同様に罰金や懲役という刑罰によって責任をとってもらおうようにすることもあります。

君が十分に反省しており、二度と非行を繰り返すおそれがないと思われる場合には、これらの処分を行わないで事件を終了させることもあります。

また、審判を開かずに今回の手続を終わらせることもあります。

そのほかに、試験観察という中間的な処分もあります。これは、最終的な処分を決める前に、一定の期間、君を適当な人の所に預けて補導してもらったり、家に帰って普通の社会生活をしたりする中で、君の行動や生活状況を観察し、その経過を見て、もう一度審判を開き、最終的な処分を決めるものです。

なお、家庭裁判所による処分がなくても、入国管理当局の判断で、国外退去などを命じられることがあります。

第3 審判手続

1 審判開始の宣言

今から、審判を開いて、君の処分を決めることにします。

今日の手続については、裁判所が選任した通訳人が通訳することになります。

通訳人は、誠実に通訳することを宣誓しています。

私の質問の意味が分からない時は、何でも遠慮なく聞いてください。

2 少年の氏名などの確認

名前は何といいますか。

生年月日はいつですか。

国籍はどこですか。

日本ではどこに住んでいますか。

仕事は何をしていますか。

3 黙秘権の告知

또한 사회 생활을 하면서 보호관찰관이나 보호사의 지도를 받는 보호관찰도 있습니다.

더불어 검찰송치라고 하는, 사건을 형사재판으로 보내 성인과 동등하게 벌금이나 징역 등 처벌을 함으로써 그 책임을 묻는 경우도 있습니다.

○○군이 충분히 반성하고 있고 두 번 다시 비행을 저지를 염려가 없다고 판단되는 경우에는 이들 처분을 집행하지 않고 사건을 종료하는 경우도 있습니다.

또한 심판을 열지 않고 이번 절차가 종료되는 일도 있습니다.

그 외에 시험관찰이라고 하는 중간적 처분도 있습니다. 이것은 최종적 처분을 결정하기 전에 일정 기간 ○○군을 적절한 사람에게 맡겨 지도를 부탁하거나 집으로 돌려 보내 일상적인 사회 생활 속에서 ○○군의 행동과 생활 상황을 관찰하고 그 경과를 지켜 본 뒤 다시 한 번 심판을 열어 최종적인 처분을 결정하는 것입니다.

또한 가정법원이 결정한 처분 없이도 출입국관리국의 판단으로 국외퇴거 등의 명령 처분을 받는 경우가 있습니다.

제3 심판절차

1 심판 개시 선언

지금부터 심판을 열어 ○○군의 처분을 결정하도록 하겠습니다.

오늘 절차는 법원이 선임한 통역인이 통역할 것입니다. 통역인은 성실히 통역할 것은 선서하였습니다.

내 질문을 듣고 무슨 뜻인지 이해할 수 없을 때에는 언제든지 사양하지 말고 물어 보십시오.

2 소년(사건 당사자)의 이름 등 확인

이름은 무엇입니까?

생년월일은 언제입니까?

국적은 어디입니까?

일본에서는 어디에 살고 있습니까?

직업은 무엇입니까?

3 목비권 고지

これから君に質問をしていきますが、君はこれらに無理に答える必要はありません。黙っていてもそれだけで不利になることはありません。

言いたいことがあれば、何でも遠慮なく話してください。

ただし、君が話したことは、君にとって有利か不利かを問わず、証拠として使われることがあります。

4 被害者等の傍聴がある場合の説明

この事件では、被害者等が審判を傍聴しています。傍聴を許可したのは、審判の様子を直接見聞きしてその状況を詳しく知りたいという被害者等の心情を尊重したためです。被害者等が審判の様子を傍聴していますが、落ち着いて自分の考えを話すようにしてください。

5 非行事実の告知

これから、検察官（警察）から送られてきている事件の内容を読みます。よく聞いておいてください。

〔第4（非行事実の告知）参照〕

6 少年の弁解の聴取

今読んだ内容について、間違っていることや分からないことがあったら、何でも遠慮なく言ってください。

7 証人尋問手続

今から、あなたをこの事件の証人として尋問します。

まず、うそをつかないという宣誓をしていただきます。宣誓書の内容を読み上げてください。

（証人）「良心に従って、ほんとうのことを申します。知っていることをかくしたり、無いことを申したりなど、決して致しません。以上のとおり誓います。

証人〇〇」

では、宣誓書に署名押印してください。

証人は、今宣誓したように本当のことを証言してください。

지금부터 ○○군에게 질문을 할 것입니다. 이 질문에 ○○군은
무리해서 대답할 필요는 없습니다. 대답하지 않아도 그것으로 인해 불리한
대우를 받게 되는 일은 없습니다.

하고 싶은 말이 있으면 사양하지 말고 하십시오.

단 ○○군이 한 이야기는 ○○군에게 유리한지 불리한지의 여부와 상관없이
증거로 사용될 수 있습니다.

4 피해자 등이 방청을 하는 경우의 설명

이 사건은 피해자 등이 심판을 방청하고 있습니다. 방청을 허가한 것은
심판의 모습을 직접 보고 들어 그 상황을 자세히 알고자 하는 피해자 등의
심정을 존중하기 위해서입니다. 피해자 등이 심판 상황을 방청하고 있지만
○○군은 침착하게 자신의 생각을 이야기하십시오.

5 비행사실의 고지

지금부터 검사(경찰)가 보내 온 사건의 내용을 읽겠습니다. 잘 들어
주십시오.

[제4 (비행사실의 고지) 참조]

6 소년의 해명 청취

지금 읽은 내용에 틀린 점이나 이해되지 않는 점이 있으면 무엇이든
사양하지 말고 이야기해 주십시오.

7 증인 심문 절차

지금부터 귀하를 이 사건의 증인으로 심문합니다.

우선 거짓말을 하지 않겠다는 선서를 해 주십시오. 선서서의 내용을 소리
내어 읽어 주십시오.

(증인) 「양심에 따라 진실을 말하겠습니다. 알고 있는 일을 숨기거나
없는 일은 보태어 말하는 등의 행위는 절대 하지 않겠습니다. 위와 같이
맹세합니다. 증인 ○○」

이제 선서서에 서명 날인하십시오.

증인은 방금 선서한 바와 같이 진실만을 증언하십시오.

宣誓の上でその証言をすると、偽証罪で処罰されることがあります。

証言することによって証人自身又は証人の近親者が刑事訴追を受けたり、有罪の判決を受けたりするおそれのある事柄については、証言を拒むことができます。その場合には、申し出てください。

〔証人尋問の実施〕

以上で証人尋問を終わります。

証人は、御苦労さまでした。

8 聴取の終了

これで話を聴くのを終わりにして、君に対する処分を決めることにします。最後に何か言っておきたいことがあれば言ってください。

9 調査官の意見陳述

既に提出している少年調査票記載の意見欄のとおりで、特に付け加えることはありません。

10 付添人の意見陳述

意見書のとおりで、特に付け加えることはありません。

11 決定などの告知及びその説明

それでは、今から君の処分を告知します。

〔第5（決定などの告知及びその説明）参照〕

12 抗告権の告知（保護処分に付された場合）

この決定に不服があるときは、君や君の法定代理人及び付添人は、抗告することができます。

抗告する場合には、2週間以内に、〇〇高等裁判所宛ての抗告の申立書をこの裁判所に出してください。

抗告の申立書は、少年院などの施設の長又はその代理者を通じて出すことができます。

13 ウィーン条約の説明（少年院送致や少年院への戻し収容の場合）

선서를 하였음에도 거짓 증언을 하는 경우 위증죄로 처벌을 받을 수 있습니다.

자신의 증언으로 인해 증인 자신 또는 증인의 근친자가 형사소추를 받거나 유죄 판결을 받을 우려가 있는 사항에 대해서는 증언을 거부할 수 있습니다. 그런 경우에는 말씀해 주십시오.

[증인 심문 실시]

이상으로 증인 심문을 마치겠습니다.

증인은 수고하셨습니다.

8 청취 종료

이것으로 사정 청취를 마치고 ○○군에 대한 처분을 결정하겠습니다. 마지막으로 하고 싶은 말이 있으면 말씀하십시오.

9 조사관의 의견 진술

사전에 제출한 소년조사표 의견란의 기재 내용과 같으며 특별히 추가할 사항은 없습니다.

10 보조인의 의견 진술

의견서의 내용과 같으며 특별히 추가할 사항은 없습니다.

11 결정 등의 고지 및 그 설명

그럼 지금부터 ○○군에 대한 처분을 고지하겠습니다.

[제5 (결정 등의 고지 및 그 설명) 참조]

12 항고권 고지 (보호처분을 받은 경우)

이 결정에 불복하는 경우 ○○군 및 ○○군의 법정대리인이나 보조인은 항고할 수 있습니다.

항고하는 경우에는 2주 이내에 ○○고등법원 앞으로 항고 신청서를 제출하십시오.

항고 신청서는 소년원 등 시설의 장 또는 그 대리자를 통해 제출할 수 있습니다.

13 비엔나 협약의 설명 (소년원 송치 또는 소년원 재수용의 경우)

[二国間条約に基づく通報を行うこととされている場合を除く。]

君の希望があれば、領事関係に関するウィーン条約に基づいて、君の国の駐日大使館などに通報します。

ただし、今までにこの事件で通報していない場合に限りです。

通報を希望しますか。

なお、君の国の駐日大使館などに対しては、日本の法令に反しない限り、手紙を出すことができます。

第4 非行事実の告知

1 窃盗罪（万引）の例

「君は、平成○年5月10日午後1時23分頃、東京都○○区○○町1丁目5番12号所在の株式会社○○店において、同店の店長であるAが管理していた万年筆5本（販売価格合計5万円）を盗んだものです。」

2 窃盗罪（バイク盗）の例

「君は、平成○年10月12日午後3時35分頃、東京都○○区○○町2丁目3番5号先路上において、Aが所有する第一種原動機付自転車1台（時価約15万円相当）を盗んだものです。」

3 遺失物等横領罪の例

「君は、平成○年7月21日午後9時30分頃、東京都○○区○○町5丁目3番4号所在の○○自転車置場において、その場所に放置されていたAが所有する自転車1台（時価約6000円相当）を発見し、これを自分の物にするつもりで拾得して横領したものです。」

4 傷害罪の例

「君は、平成○年1月15日午後10時30分頃、東京都○○区○○町1丁目6番15号先路上において、Aが君の身体にぶつかったことから口喧嘩し、腹を立てて、持っていた長さ約50センチメートルの木棒でAの頭部を5、6回

[양국간 조약에 의거해 통보하게 되어있는 경우를 제외.]

○○군이 원한다면 영사관계에 관한 비엔나 협약에 의거해 ○○군 국적국의 주일대사관 등에 통보합니다.

단 지금까지 이 사건에 대해 통보하지 않은 경우에만 해당됩니다.

통보를 희망합니까?

또한 일본의 법령을 위반하지 않는 한 ○○군 국적국의 주일대사관 등에 직접 편지를 보낼 수 있습니다.

제4 비행사실의 고지

1 절도죄(상품 절도)의 사례

「○○군은 20○○년 5월 10일 오후 1시 23분경 도쿄도 ○○구 ○○초 1초메 5번 12호 소재의 주식회사 ○○점에서 ○○점 점장인 A가 관리하는 만년필 5자루(판매가격 합계 5만엔)를 훔쳤습니다.」

2 절도죄(오토바이 절도)의 사례

「○○군은 20○○년 10월 12일 오후 3시 35분경 도쿄도 ○○구 ○○초 2초메 3번 5호 앞 노상에서 A 소유의 제1종 원동기장치자전거 1대(시가 약 15만엔 상당)를 훔쳤습니다.」

3 유실물 등 횡령죄의 사례

「○○군은 20○○년 7월 21일 오후 9시 30분경 도쿄도 ○○구 ○○초 5초메 3번 4호 소재의 자전거 주차장에서 그 곳에 방치되어 있던 A 소유의 자전거 1대(시가 약 6,000엔 상당)를 발견하고 이를 자신이 가질 생각으로 습득해 횡령하였습니다.」

4 상해죄의 사례

「○○군은 20○○년 1월 15일 10시 30분경 도쿄도 ○○구 ○○초 1초메 6번 15호 앞 노상에서 A가 ○○군의 몸에 부딪친 것으로 인해 말다툼을 하다 화가 나서 소지하고 있던 길이 약 50센티미터의 몽둥이로 A의 머리를 5, 6회

強く叩き、それによって、Aに対し、加療約3週間を要する前頭部裂傷の傷害を負わせたものです。」

5 強盗罪の例

「君は、生活費に困り、通行人からお金を奪い取ろうと考えて、平成○年6月13日午後10時30分頃、東京都○○区○○町3丁目1番12号先路上において、通りかかったA（当時18歳）を近くの路地に連れていき、Aに対し、持っていた登山ナイフを突きつけながら「金出せ。金出せ。」と言って脅迫し、Aが反抗できない状態にした上、Aの所有していた現金3万円を差し出させて奪い取ったものです。」

6 殺人罪の例（その1）

「君は、平成○年7月12日午後10時30分頃、東京都○○区○○町3丁目10番5号所在の平和住宅1号室において、君の長男A（当時生後1か月）の養育に疲れ、将来を悲観して、Aを殺そうと決意し、持っていたタオルでAの頸部を絞めつけるなどし、そのことによりAを窒息死させて殺害したものです。」

7 殺人罪の例（その2）

「君は、平成○年1月31日午後10時30分頃、東京都○○区○○町6丁目3番4号先路上において、A（当時19歳）から身体が触れたことで因縁をつけられ、突然腹部などを数回足蹴りするなどの暴行を加えられたことにかつとなり、とっさに、殺意をもって、持っていたナイフ（刃体の長さ約15センチメートル）で、Aの右胸部を数回突き刺し、右胸部に刺し傷を負わせ、間もなく、その場所において、その刺し傷による出血多量によりAを死亡させて殺害したものです。」

8 覚せい剤取締法違反罪の例

「君は、法定の除外事由がないのに、平成○年10月21日午後10時30分頃、東京都○○区○○町1丁目2番8号所在の平和住宅2号室において、フェニルメチルアミノプロパンの塩類若干量を含有する水溶液を、自分の身体に注

강타해 A에게 약 3주간의 가료가 필요한 전두부 열상의 상해를 입혔습니다.」

5 강도죄의 사례

「○○군은 생활비가 떨어져 통행인의 금전을 탈취할 생각으로 20○○년 6월 13일 오후 10시 30분경 도쿄도 ○○구 ○○초 3초메 1번 12호 앞 노상에서 지나가던 A(당시 18세)를 가까운 골목으로 끌고 가 소지하고 있던 등산용 나이프를 A에게 들이대며 ‘カネダセ。カネダセ’라고 협박하여 A를 반항할 수 없는 상태로 만들어 A가 소유하고 있던 현금 3만엔을 내어 놓도록 하여 탈취하였습니다.」

6 살인죄의 사례 (사례 1)

「○○군은 20○○년 7월 12일 오후 10시 30분경 도쿄도 ○○구 ○○초 3초메 10번 5호 소재의 헤이와주택 1호실에서 ○○군의 장남 A(당시 생후 1개월)의 양육에 지쳐 미래를 비관해 A를 죽이고자 결심하고 가지고 있던 수건으로 A의 경부를 조르는 등의 행위로 A를 질식사시켜 살해하였습니다.」

7 살인죄의 사례 (사례 2)

「○○군은 20○○년 1월 31일 오후 10시 30분경 도쿄도 ○○구 ○○초 6초메 3번 4호 앞 노상에서 A(당시 19세)가 자신의 몸에 부딪쳤다는 이유로 시비를 걸어 갑자기 복부 등을 수차례 발로 차는 등 폭행을 당한 것에 발끈하여 순간적으로 살의를 품고 소지하고 있던 칼(날 길이 약 15센티미터)로 A의 우측 흉부를 수차례 찔러 우측 흉부에 자상을 입히고 얼마 후 그 장소에서 그 자상에 의한 다량 출혈로 A를 사망에 이르게 하여 살해하였습니다.」

8 각성제 단속법 위반죄의 사례

「○○군은 법정 제외사유가 없음에도 20○○년 10월 21일 오후 10시 30분경 도쿄도 ○○구 ○○초 1초메 2번 8호 소재 헤이와주택 2호실에서 메스암페타민(필로폰) 약간량을 함유한 수용액을 자신의 신체에 주사해

射し、覚せい剤を使用したものです。」

9 毒物及び劇物取締法違反罪の例

「君は、平成○年5月12日午後10時30分頃、東京都○○区○○町2丁目3番5号先路上において、興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する劇物で、政令で定められたトルエンを、みだりに吸入したものです。」

10 過失運転致傷罪の例

「君は、平成○年10月12日午後3時35分頃、東京都○○区○○町3丁目7番8号先路上において、普通乗用自動車を運転して○○区○○町方面から○○区○○町方面に向かい、時速約80キロメートルの速度で進行中、その場所の手前は左方にカーブして前方の見通しが困難であったので、あらかじめ減速し安全に走行できるようにハンドル、ブレーキなどを的確に操作して進行すべき運転者としての注意義務があったのに、これを怠り、先程の速度のまま的確なハンドル操作をせずに進行した過失により、自分の自動車を対向車線に進入させ、対向して進行してきたA（当時21歳）運転の普通乗用自動車の前部に自分の自動車の右前部を衝突させ、Aに全治約2か月間を要する右大腿骨骨折などの傷害を負わせたものです。」

11 道路交通法違反（無免許運転）の例

「君は、公安委員会の運転免許を受けないで、平成○年10月5日午後10時30分頃、東京都○○区○○町5丁目9番5号○○町交差点付近路上において、自動二輪車を運転したものです。」

12 道路交通法違反（速度違反）の例

「君は、平成○年2月13日午後10時30分頃、公安委員会が道路標識によって最高速度を時速40キロメートルと定めた東京都○○区○○町2丁目5番7号付近道路において、その最高速度を超える時速80キロメートルで普通乗用自動車を運転したものです。」

13 売春防止法違反の例

각성제를 사용하였습니다.」

9 독물 및 극물 단속법 위반죄의 사례

「○○군은 20○○년 5월 12일 오후 10시 30분경 도쿄도 ○○구 ○○초 2초메 3번 5호 앞 노상에서 흥분, 환각 또는 마취 작용을 일으키는 극물로 법령 지정된 톨루엔을 함부로 흡입하였습니다.」

10 운전 과실치상죄의 사례

「○○군은 20○○년 10월 12일 오후 3시 35분경 도쿄도 ○○구 ○○초 3초메 7번 8호 앞 노상에서 보통승용자동차를 운전해 ○○구 ○○초 방면에서 ○○구 ○○초 방면을 향해 시속 약 80킬로미터의 속도로 진행하던 중, 그 장소는 앞쪽이 좌측으로 휘어져 전방 시야 확보가 어렵기 때문에 미리 감속해 안전하게 주행할 수 있도록 핸들과 브레이크 등을 정확하게 조작해 진행해야 할 운전자로서의 주의 의무가 있음에도 이를 게을리하여 위 속도 그대로 정확한 핸들 조작을 하지 않고 진행한 과실로 인해 자신의 자동차를 반대 차선으로 진입시켜 반대 차선에서 진행 중인 A(당시 21세)가 운전하던 보통승용자동차 앞부분에 자신의 자동차 우측 앞부분을 충돌시켜 A에게 전치 약 2개월이 소요되는 오른쪽 대퇴골 골절 등의 상해를 입혔습니다.」

11 도로교통법 위반(무면허운전)의 사례

「○○군은 공안위원회의 운전면허를 취득하지 않은 해 20○○년 10월 5일 오후 10시 30분경 도쿄도 ○○구 ○○초 5초메 9번 5호 ○○교차로 부근 노상에서 자동이륜차를 운전하였습니다.」

12 도로교통법 위반(속도 위반)의 사례

「○○군은 20○○년 2월 13일 오후 10시 30분경 공안위원회가 도로 표지판을 이용해 최고속도를 시속 40킬로미터로 규정한 도쿄도 ○○구 ○○초 2초메 5번 7호 부근 도로에서 그 최고속도를 초과한 시속 80킬로미터로 보통승용자동차를 운전하였습니다.」

13 성매매방지법 위반의 사례

「君は、売春をする目的で、平成○年3月10日午後6時35分頃、東京都○○区○○町1丁目1番18号付近路上において、その場所を通行中のAに対し、「遊びませんか社長。ホテルいい3万円。」などと言って誘い、公衆の目に触れるような方法で人を売春の相手方となるよう勧誘したものです。」

14 出入国管理及び難民認定法違反の例

「君は、○○国国籍を有する外国人で、平成○年6月12日、○○国の政府が発行した旅券を持って、千葉県成田市にある新東京国際空港に上陸して日本の国に入ったものですが、在留期限は同年6月27日までであったのに、その日までに日本の国から出国せず、平成○年6月9日まで、東京都○○区○○町3丁目5番12号に住み、在留期間を経過して不法に日本の国に残留したものです。」

15 ぐ犯の例

「君は、○○国の養父母のもとで育ち、平成○年4月20日頃、出稼ぎのために来日し、その年の5月1日頃からストリップ劇場でダンサーとして働くようになりました。その後、同じような劇場数か所を転々とし、現在は、東京都○○区○○町2丁目3番8号所在の、暴力団○○組幹部で覚せい剤取締法違反の前科、前歴を有するA方のアパートに泊まり、A及びその仲間と共に無為徒食の生活を送っていました。そして、この間、君は、数十名の劇場の客や複数の暴力団組員と性的関係を持って小遣いをもらうなど、いかがわしい場所に入りするとともに、犯罪性のある人と交際しています。君の性格、環境に照らし、将来、売春防止法違反あるいは覚せい剤取締法違反の罪を犯すおそれがあるというのが事件の内容です。」

第5 決定などの告知及びその説明

1 保護観察決定などの告知及びその説明

(1) 保護観察決定の告知及びその説明

「○○군은 성매매를 할 목적으로 20○○년 3월 10일 오후 6시 35분경 도쿄도 ○○구 ○○초 1초메 1번 18호 부근 노상에서 그 장소를 통행 중이던 A에게 ‘アソビマセンカシャチョウ。ホテルイイ3マンエン’이라고 말하며 유혹하는 등 공중의 눈에 띄는 방법으로 상대에게 성매매를 하도록 권유하였습니다。」

14 출입국관리 및 난민인정법 위반의 사례

「○○군은 ○○국 국적을 가진 외국인으로 20○○년 6월 12일 ○○국 정부가 발행한 여권을 소지하고 지바현 나리타시에 있는 신도쿄국제공항을 통해 일본에 들어왔지만, 재류기한이 같은 해 6월 27일까지였음에도 그 날까지 일본에서 출국하지 않고 20○○년 6월 9일까지 도쿄도 ○○구 ○○초 3초메 5번 12호에 거주하며 재류기간을 경과해 불법으로 일본에 체류하였습니다。」

15 우범 사례

「○○군은 ○○국의 양부모 밑에서 자라 20○○년 4월 20일경 해외 객지벌이를 위해 일본으로 건너 왔으며 그 해 5월 1일경부터 스트립 극장에서 댄서로 일하게 되었습니다. 그 후 같은 종류의 극장 여러 곳을 전전하였으며 현재는 도쿄도 ○○구 ○○초 2초메 3번 8호 소재의 폭력단 ○○구미 간부로 각성제 단속법 위반의 전과, 전력을 가진 A의 아파트에 머물며 A 및 그 동료들과 함께 무위도식의 생활을 보내고 있었습니다. 그리고 그 동안 ○○군은 수십 명의 극장 손님 및 복수의 폭력단 조직원과 성관계를 갖고 용돈을 받는 등 저속한 장소에 출입하는 동시에 범죄성이 있는 사람과 교체하였습니다. ○○군의 성격, 환경에 비추어 보아 앞으로 성매매방지법 위반 또는 각성제 단속법 위반의 죄를 저지를 우려가 있다는 것이 사건의 내용입니다。」

제5 결정 등의 고지 및 그 설명

1 보호관찰결정 등의 고지 및 그 설명

(1) 보호관찰결정의 고지 및 그 설명

君を〇〇保護観察所の保護観察に付します。

保護観察では、社会生活をしながら、保護観察官や保護司の指導を受けることとなります。

(2) 交通短期保護観察の処遇勧告の告知及びその説明

君を交通保護観察に付します。ただし、保護観察所に対しては、短い期間で処遇が終わるようにという勧告を付けておくこととします。

交通保護観察では、社会生活をしながら、保護観察官による指導を受けるほか、交通に関する講習を受けることとなります。

2 児童自立支援施設又は児童養護施設送致決定の告知及びその説明

君を児童自立支援施設（児童養護施設）に送致します。

君は児童自立支援施設（児童養護施設）に入所し、施設の職員から生活指導などを受けることとなります。

3 少年院送致決定などの告知及びその説明

(1) 少年院送致決定の告知及びその説明

君を第〇種少年院に送致します。

君は、少年院に収容され、生活指導などの矯正教育を受けることとなります。

(2) 処遇勧告の告知及びその説明

ア 短期間の処遇勧告の説明

少年院に対しては、短い期間で処遇を終えることが適当であるとの処遇勧告を付けておくこととします。

イ 特別短期間の処遇勧告の説明

少年院に対しては、特に短い期間で処遇を終えることが適当であるとの処遇勧告を付けておくこととします。

また、できる限り日課の一部を君に計画させ、実施させることなど開放的な教育を受けることができるよう求める勧告も付けておくこととします。

4 不処分決定の告知

○○군에게 ○○보호관찰소의 보호관찰 처분을 내립니다.

보호관찰은 사회 생활을 하면서 보호관찰관 및 보호사의 지도를 받게 됩니다.

(2) 교통단기 보호관찰 처우권고의 고지 및 그 설명

○○군에게 교통보호관찰 처분을 내립니다. 단 보호관찰소에 짧은 기간에 처우가 끝나도록 하라는 권고를 덧붙여 보낼 것입니다.

교통보호관찰은 사회 생활을 하면서 보호관찰관의 지도를 받는 것 이외에 교통에 관한 강습을 받게 됩니다.

2 아동자립지원시설 또는 아동양호시설 송치결정의 고지 및 그 설명

○○군을 아동자립지원시설(아동양호시설)에 송치합니다.

○○군은 아동자립지원시설(아동양호시설)에 입소해 시설 직원으로부터 생활 지도 등을 받게 됩니다.

3 소년원 송치결정 등의 고지 및 그 설명

(1) 소년원 송치결정의 고지 및 그 설명

○○군을 제○종 소년원에 송치합니다.

○○군은 소년원에 수용되어 생활 지도 등 교정 교육을 받게 됩니다.

(2) 처우권고의 고지 및 그 설명

가 단기간 처우권고의 설명

소년원에 짧은 기간에 처우를 끝내는 것이 적절하다는 처우권고를 덧붙여 보낼 것입니다.

나 특별단기간 처우권고의 설명

소년원에 특별히 짧은 기간에 처우를 끝내는 것이 적절하다는 처우권고를 덧붙여 보낼 것입니다.

또한 가능한 한 일과의 일부를 ○○군이 계획하고 실천하도록 하는 등 개방적인 교육을 받을 수 있도록 요구하는 권고도 덧붙일 것입니다.

4 불처분결정의 고지

君を保護処分につさないことにします。

5 知事又は児童相談所長への送致決定の告知

君の事件を〇〇児童相談所長（〇〇知事）に送致します。

6 検察官送致決定の告知

君の事件を〇〇地方検察庁の検察官に送致します。

7 強制的措置許可決定の告知

君の事件を〇〇児童相談所長に送致します。

児童相談所長が、君に対し、平成〇年〇月〇日から、〇年間に、通算〇〇日を限度として、君の自由を制限する強制的な措置をとることを許可することとします。

8 強制的措置不許可決定の告知

児童相談所長が君に対して君の自由を制限するような強制的な措置をとることは、許可しないこととしました。

9 試験観察決定などの告知及びその説明

君を家庭裁判所調査官〇〇の観察に付します。

試験観察は、君に対する最終的な処分を決める前に、一定の期間、君を〇〇に預けて補導してもらいながら（家に帰って普通の社会生活をしながら）、君の行動や生活状況を観察し、その経過を見て、もう一度審判を開き、最終的な処分を決めるものです。

君に対し、試験観察中に守るべき事柄として、①・・・、②・・・を指示します。

10 没取決定の告知

押収してある〇〇を没取します。

11 訴訟費用負担決定の告知

家庭裁判所に送致される前の国選弁護費用として要した訴訟費用〇〇万円は君に負担させることにします。

○○군에게 보호처분을 내리지 않습니다.

5 지방자치단체의 장 또는 아동상담소 소장 송치결정 고지

○○군의 사건을 ○○아동상담소 소장(○○지사)에게 송치합니다.

6 검사 송치결정의 고지

○○군의 사건을 ○○지방검찰청 검사에게 송치합니다.

7 강제적 조치 허가결정의 고지

○○군의 사건을 ○○아동상담소 소장에 송치합니다.

아동상담소장이 ○○군에게 20○○년 ○월 ○일부터 ○년간 최대 통산 ○○일까지 ○○군의 자유를 제한하는 강제적 조치를 취하는 것을 허가합니다.

8 강제적 조치 불허가결정의 고지

아동상담소 소장이 ○○군에게 ○○군의 자유를 제한하는 강제적 조치를 취하는 것은 허가하지 않습니다.

9 시험관찰결정 등의 고지 및 그 설명

○○군에게 가정법원 조사관 ○○의 관찰 처분을 내립니다.

시험관찰은 ○○군에 대한 최종적 처분을 결정하기 전에 일정 기간 ○○군을 ○○에게 위탁해 지도를 받으면서(집에 돌아가 정상적으로 사회 생활을 하면서) ○○군의 행동 및 생활 상황을 관찰해 그 경과를 보고 다시 한 번 심판을 열어 최종적인 처분을 결정하는 것입니다.

○○군에게 시험관찰 중에 지켜야 할 사항으로 ① . . . , ② . . . 를 지시합니다.

10 몰수결정의 고지

압수한 ○○을 몰수합니다.

11 소송비용 부담결정의 고지

가정법원에 송치되기 전 국선번호 비용으로 소요된 소송비용 ○○만엔은 ○○군이 부담하는 것으로 합니다.

12 戻し収容決定の告知

君を第○種少年院に戻して収容します。

13 収容継続決定の告知

君を平成○年○月○日まで第○種少年院に継続して収容します。

14 保護処分取消決定の告知

君に対する保護観察（児童自立支援施設送致，児童養護施設送致，少年院送致）
決定を取り消します。

15 施設送致決定の告知

〔前記 2（児童自立支援施設又は児童養護施設送致決定の告知及びその説明）
及び 3（少年院送致決定などの告知及びその説明）参照〕

12 재수용 결정의 고지

○○군을 제○종 소년원에 재수용합니다.

13 수용계속결정의 고지

○○군을 20○○년 ○월 ○일까지 제○종 소년원에 계속해서 수용합니다.

14 보호처분 취소결정의 고지

○○군에 대한 보호관찰(아동자립지원시설 송치, 아동양호시설 송치, 소년원 송치)결정을 취소합니다.

15 시설 송치결정의 고지

[앞에 기술한 2(아동자립지원시설 또는 아동양호시설 송치결정의 고지 및 그 설명) 및 3(소년원 송치결정 등의 고지 및 그 설명) 참조]

第6 書式例

書式1 少年と保護者の皆さんへ（身柄事件用）

少年と保護者の皆さんへ

- この度、少年は、（ ）保護事件について（ ）少年鑑別所へ送致されることになりました。少年に対しては、以後、原則として、次の手続で処分が決められます。
 - 観護措置
少年鑑別所では、少年の身柄を確保し、併せて、少年の心身の鑑別を行います。ここでの収容期間は、通常、最大限4週間です。なお、場合によっては、最大限8週間まで更新されることがあります。
 - 調査
(1)の鑑別と並行して、家庭裁判所調査官が少年に関する調査を行います。この調査の目的は、非行の原因、少年の性格や行動のみならず、家庭、学校、職場、友人関係などの環境等について調査し、少年に対して最も有効適切な処分は何かを明らかにすることです。
 - 審判
(2)の調査が終わると、審判を開きます。審判は、裁判の一種ですが、非公開で、審判廷には少年、保護者（付添人があるときは付添人も）が出席します（場合により、学校の先生、保護司、検察官等も出席することがあります。）。
審判では、少年が非行を犯したかどうか、また、少年の性格、環境などに問題がないかどうかについて審理をし、家庭裁判所調査官の調査結果などを参考にして、裁判官が少年に対する処分を決めます。裁判官等から尋ねられたことについて、事実と違う点や納得のできない点があれば述べてください。また、調べてほしい証人や証拠があれば申し出ることもできます（裁判所で必要と認めるときは、取り調べます。）。
- 家庭裁判所で行う主な処分は次のとおりです。
 - 保護観察
通常の社会生活を続けながら、保護観察所の保護観察官などの指導、監督を受けて、少年の改善、更生を図るものです。
 - 児童自立支援施設又は児童養護施設送致
少年をこれらの施設に入所させて、必要な指導又は養護を行うものです。
 - 少年院送致
少年を少年院に収容して、矯正教育を行うものです。
 - 検察官送致
成人の場合と同様の手続による刑事裁判を受けさせるため、事件を検察官に送致するものです。
 - 不処分
少年に非行がないときや、非行があっても何らの処分をするまでもないときになされるものです。
 - 試験観察
(1)から(5)までの最終処分を決めるため、一定の期間、少年の行動、成績を観察するものです。試験観察の期間中、民間の施設等に少年を預けて指導してもらうこと（補導委託）もあります。
- 少年や保護者には、次の権利などが認められています。
 - 付添人選任権
少年及び保護者は、付添人を選任することができます。付添人は、家庭裁判所の審判の協力者であるとともに、刑事事件の弁護人に当たるものですが、弁護士に限らず、保護者や一般の人でも、裁判所の許可があれば、付添人となることができます。
 - 黙秘権
少年は、裁判官などの質問に無理に答える必要はありません。ただし、裁判所は、少年が述べたことを参考にして、適切な処分を決めるわけですから、言いたいことは何でも正確に述べてください。
 - 不服申立書
2の(1)から(3)までの決定に対して不服があれば、少年、法定代理人又は付添人は、2週間以内に高等裁判所に抗告の申立てをすることができます。
- 以上のほか、分からないことがあれば、担当の書記官又は調査官に尋ねてください。

平成 年 月 日

家庭裁判所

支部

제 6 서식 사례

서식 1 소년과 보호자 여러분께 (구속 수사사건용)

소년과 보호자 여러분께

1. 이번에 소년은 () 보호사건과 관련해 () 소년분류심사원에 송치되게 되었습니다. 앞으로 소년은 원칙적으로 다음 절차를 거쳐 처분이 결정됩니다.
 - (1) 감호조치
소년분류심사원에서는 소년의 신병을 확보하고 아울러 소년의 심신을 분류심사합니다. 이곳에서의 수용 기간은 통상 최대 4 주일입니다. 또한 경우에 따라 최대 8 주일까지 갱신되는 경우가 있습니다.
 - (2) 조사
(1)의 분류심사와 병행해 가정법원 조사관이 소년에 관해 조사를 실시합니다. 이 조사의 목적은 비행의 원인, 소년의 성격 및 행동 뿐만 아니라 가정, 학교, 직장, 교우관계 등의 환경에 대한 조사로 소년에게 가장 유효한 처분이 무엇인지를 명확히 하기 위한 것입니다.
 - (3) 심판
(2)의 조사가 끝나면 심판을 개시합니다. 심판은 재판의 일종이지만 비공개로 진행되며 심판정에는 소년, 보호자(보조인이 있는 경우에는 보조인도 출석)가 출석합니다. (경우에 따라 학교 교사, 보호자(범죄예방위원), 검사 등도 출석하는 경우가 있습니다.)
심판에서는 소년이 비행을 저질렀는지 여부와 소년의 성격, 환경 등에 문제가 있는지에 대해 심리를 하고 가정법원 조사관의 조사 결과 등을 참고해 판사가 소년에 대한 처분을 결정합니다. 판사 등이 하는 질문에 사실과 다른 점이나 이해가 가지 않는 점이 있으면 이야기하십시오. 또한 조사해 주기를 원하는 증인이나 증거가 있으면 신청할 수도 있습니다.(법원에서 필요하다고 인정하는 경우 조사합니다.).
2. 가정법원에서 결정되는 처분은 다음과 같습니다.
 - (1) 보호관찰
일상적인 사회생활을 계속하면서 보호관찰소의 보호관찰관 등의 지도, 감독을 통해 소년의 개선, 갱생을 도모하는 것입니다.
 - (2) 아동자립지원시설 또는 아동양호시설 송치
소년을 이들 시설에 입소시켜 필요한 지도 및 양호를 실시하는 것입니다.
 - (3) 소년원 송치
소년을 소년원에 수용해 교정교육을 실시하는 것입니다.
 - (4) 검사 송치
성인의 경우와 동일한 절차에 의한 형사재판을 받게 하기 위해 사건을 검사에게 송치하는 것입니다.
 - (5) 불처분
소년에게 비행 사실이 없는 경우나 비행 사실이 있더라도 어떤 처분을 내릴만한 것이 아닌 경우의 처분입니다.
 - (6) 시험관찰
(1)부터 (5)까지의 최종 처분을 결정하기 위해 일정 기간 소년의 행동과 성적을 관찰하는 것입니다. 시험관찰 기간 중에 민간 시설 등에 소년을 맡겨 지도를 받도록 하는(보도위탁) 경우도 있습니다.
3. 소년과 보호자에게 주어진 권리 등은 다음과 같습니다.
 - (1) 보조인 선임권
소년 및 보호자는 보조인을 선임할 수 있습니다. 보조인은 가정법원 심판의 협력자인 동시에 형사사건 변호인에 해당하는 사람이지만 반드시 변호사이어야 할 필요는 없습니다. 보호자나 일반인이라도 법원의 허가를 받으면 보조인이 될 수 있습니다.
 - (2) 묵비권
소년은 판사 등이 하는 질문에 무리해서 대답할 필요는 없습니다. 단 법원은 소년이 하는 이야기를 참고로 해 적절한 처분을 결정하게 되므로 하고 싶은 말이 있으면 무엇이든 정확하게 이야기해 주십시오.
 - (3) 불복신청권
2 의 (1)부터 (3)까지의 결정에 대해 불복하는 경우 소년, 법정대리인 또는 보조인은 2 주일 이내에 고등법원에 항고 신청을 할 수 있습니다.
4. 위 내용 외에 궁금한 사항이 있는 경우에는 담당 서기관 또는 조사관에게 문의하십시오.
20 년 월 일

가정법원

지원

書式2 少年と保護者の皆さんへ（在宅事件用）

少年と保護者の皆さんへ

1. この度、少年は、（ ）保護事件について家庭裁判所で審判を受けることになりました。
審判は、裁判の一種ですが、非公開で、審判廷には少年、保護者（付添人があるときは付添人も）が出席します（場合により、学校の先生、保護司、検察官等も出席することがあります。）。審判では、少年が非行を犯したかどうか、また、少年の性格、環境などに問題がないかどうかについて審理をし、家庭裁判所調査官の調査結果などを参考にして、裁判官が少年に対する処分を決めます。
裁判官等から尋ねられたことについて、事実と違う点や納得のできない点があれば述べてください。また、調べてほしい証人や証拠があれば申し出ることもできます（裁判所で必要と認めたときは、取り調べます。）。
2. 家庭裁判所で行う主な処分は次のとおりです。
 - （1）保護観察
通常の世界生活を続けながら、保護観察所の保護観察官などの指導、監督を受けて、少年の改善、更生を図るものです。
 - （2）児童自立支援施設又は児童養護施設送致
少年をこれらの施設に入所させて、必要な指導又は養護を行うものです。
 - （3）少年院送致
少年を少年院に収容して、矯正教育を行うものです。
 - （4）検察官送致
成人の場合と同様の手続による刑事裁判を受けさせるため、事件を検察官に送致するものです。
 - （5）不処分
少年に非行がないときや、非行があっても何らの処分をするまでもないときになされるものです。
 - （6）試験観察
（1）から（5）までの最終処分を決めるため、一定の期間、少年の行動、成績を観察するものです。試験観察の期間中、民間の施設等に少年を預けて補導してもらうこと（補導委託）もあります。
3. 少年や保護者には、次の権利などが認められています。
 - （1）付添人選任権
少年及び保護者は、付添人を選任することができます。付添人は、家庭裁判所の審判の協力者であるとともに、刑事事件の弁護人に当たるものですが、弁護士に限らず、保護者や一般の人でも、裁判所の許可があれば、付添人となることができます。
 - （2）黙秘権
少年は、裁判官などの質問に無理に答える必要はありません。ただし、裁判所は、少年が述べたことを参考にして、適切な処分を決めるわけですから、言いたいことは何でも正確に述べてください。
 - （3）不服申立書
2の（1）から（3）までの決定に対して不服があれば、少年、法定代理人又は付添人は、2週間以内に高等裁判所に抗告の申立てをすることができます。
4. 以上のほか、分からないことがあれば、担当の書記官又は調査官に尋ねてください。

平成 年 月 日

家庭裁判所

支部

서식 2 소년과 보호자 여러분께 (재택(불구속 수사) 사건용)

소년과 보호자 여러분께

- 이번에 소년은 () 보호사건과 관련해 가정법원에서 심판을 받게 되었습니다.
심판은 재판의 일종이지만 비공개로 진행되며 심판정에는 소년, 보호자(보조인이 있는 경우에는 보조인도 출석)가 출석합니다. (경우에 따라 학교 교사, 보호사(범죄예방위원), 검사 등도 출석하는 경우가 있습니다.) 심판에서는 소년이 비행을 저질렀는지 여부와 소년의 성격, 환경 등에 문제가 있는지에 대해 심리를 하고 가정법원 조사관의 조사 결과 등을 참고해 판사가 소년에 대한 처분을 결정합니다.
판사 등이 하는 질문에 사실과 다른 점이나 이해가 가지 않는 점이 있으면 이야기하십시오. 또한 조사해 주기를 원하는 증인이나 증거가 있으면 신청할 수도 있습니다(법원에서 필요하다고 인정하는 경우 조사합니다.).
- 가정법원에서 결정되는 처분은 다음과 같습니다.
 - (1) 보호관찰
일상적인 사회생활을 계속하면서 보호관찰소의 보호관찰관 등의 지도, 감독을 통해 소년의 개선, 갱생을 도모하는 것입니다.
 - (2) 아동자립지원시설 또는 아동양호시설 송치
소년을 이들 시설에 입소시켜 필요한 지도 및 양호를 실시하는 것입니다.
 - (3) 소년원 송치
소년을 소년원에 수용해 교정교육을 실시하는 것입니다.
 - (4) 검사 송치
성인의 경우와 동일한 절차에 의한 형사재판을 받게 하기 위해 사건을 검사에게 송치하는 것입니다.
 - (5) 불처분
소년에게 비행 사실이 없는 경우나 비행 사실이 있더라도 어떤 처분을 내릴만한 것이 아닌 경우의 처분입니다.
 - (6) 시험관찰
(1)부터 (5)까지의 최종 처분을 결정하기 위해 일정 기간 소년의 행동과 성적을 관찰하는 것입니다. 시험관찰 기간 중에 민간 시설 등에 소년을 맡겨 지도를 받도록 하는(보도위탁) 경우도 있습니다.
- 소년과 보호자에게 주어진 권리 등은 다음과 같습니다.
 - (1) 보조인 선임권
소년 및 보호자는 보조인을 선임할 수 있습니다. 보조인은 가정법원 심판의 협력자인 동시에 형사사건 변호인에 해당하는 사람이지만 반드시 변호사이어야 할 필요는 없습니다. 보호자나 일반인이라도 법원의 허가를 받으면 보조인이 될 수 있습니다.
 - (2) 묵비권
소년은 판사 등이 하는 질문에 무리해서 대답할 필요는 없습니다. 단 법원은 소년이 하는 이야기를 참고로 해 적절한 처분을 결정하게 되므로 하고 싶은 말이 있으면 무엇이든 정확하게 이야기해 주십시오.
 - (3) 불복신청권
2의 (1)부터 (3)까지의 결정에 대해 불복하는 경우 소년, 법정대리인 또는 보조인은 2주일 이내에 고등법원에 항고 신청을 할 수 있습니다.
- 위 내용 외에 궁금한 사항이 있는 경우에는 담당 서기관 또는 조사관에게 문의하십시오.

20 년 월 일

가정법원

지원

書式 3 審判期日通知書

平成 年 第 少年 第 号	保護事件
(備考)	
<h2 style="margin: 0;">審判期日通知書</h2>	
少年 殿	
保護者 殿	
<p>上記少年に対する保護事件の審判が開かれることになりましたから、少年と保護者の方は一緒にこの書面を持って、</p>	
平成 年 月 日	午前 時 分 午後
<p>に当裁判所に出頭してください。</p>	
<p>(注意) この期日に出頭できないときは、その理由を詳しく書いた書面を必ず下記裁判所書記官あて至急送ってください。</p>	
平成 年 月 日	
家庭裁判所	家庭裁判所
裁判所書記官	電話 () (代表) 内線 番

서식 3 심판기일 통지서

<p>20 년 (소) 계 호 호</p> <p style="text-align: center;"><u>심판기일통지서</u></p> <p><u>소년</u> <u>귀하</u></p> <p><u>보호자</u> <u>귀하</u></p> <p>상기 소년에 대한 보호사건의 심판이 개시되므로 소년 및 보호자는 함께 이 서면을 지참하여</p> <p>20 년 월 일 오전 시 분 오후 </p> <p>에 본 법원에 출두해 주시길 바랍니다.</p> <p>(주의) 위 기일에 출두할 수 없는 경우에는 그 이유를 자세히 기재한 서면을 반드시 하기의 법원 서기관 앞으로 지급 발송하십시오.</p> <p>20 년 월 일</p> <p style="text-align: center;">가정법원 법원 서기관</p>	<p>보호사건</p> <p>(비고)</p> <p>가정법원</p> <p>전 화 () (대표) 내 선 번호 번</p>
--	--

書式 4 呼出状

平成 年 少年第 号

呼 出 状

少年 殿

保護者 殿

少年

年 月 日生

住居

上記少年に対する保護事件の審判を、きたる 月 日 午前 時行います
ので に出頭して下さい。

なお、正当な理由がないのにこの呼出しに応じないと同行状を発することがあります。

平成 年 月 日

家庭裁判所

裁判官

- 注意 1 当日は認印を持参し、この呼出状を当庁書記官室に差し出して下さい。
2 病气その他で出頭できないときは、必ず電話、手紙などで当庁書記官室に連絡して下さい。

서식 4 호출장

20____년 (소) 제 _____ 호

호 출 장

소년 _____ 귀하

보호자 _____ 귀하

소년 _____

_____년 _____월 _____일생

住 居 _____

상기 소년에 대한 보호사건의 심판을 오는 _____월 _____일 오 전 후 시
 실시하므로 _____에 출두해 주시길 바랍니다.
 또한 정당한 이유 없이 이 호출에 응하지 않는 경우 동행장이 발부될 수
 있습니다.

20____년 _____월 _____일
 가 정 법 원
 판 사

- 주의 1 출두 당일은 도장을 지참하시고 이 호출장을 본청 서기관실에 제출해 주십시오.
 2 질병이나 기타 사유로 출두하지 못하는 경우에는 반드시 전화, 편지 등으로 서기관실에 연락해 주십시오.

書式 5 呼出状 (調査)

平成 年 第 号 少年 事件	<div style="text-align: center; font-size: 1.5em; font-weight: bold; margin-bottom: 20px;">呼 出 状</div> <p style="margin-left: 40px;">少年 年 月 日 時 分</p> <p style="margin-left: 40px;">午前 午後</p> <p style="margin-left: 40px;">家庭裁判所 階 少年調査官室に出頭してください。</p> <p style="margin-left: 40px;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em; font-weight: bold;">家庭裁判所</p> <p style="margin-left: 40px;">家庭裁判所調査官</p> <p style="margin-left: 40px;">(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成 年 月 警察署調べの件です。 2 少年又は保護者が、病気、不在等でやむを得ず出頭できない場合は、その旨を担当調査官に連絡してください。 3 当日、 を必ず持参してください。 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 家庭裁判所 電 話 () (代表) 内 線 番 </div>
----------------	---

서식 5 호출장 (조사)

20____년 (소) 제____호 사건	<div style="text-align: center;"> <u>호</u> <u>출</u> <u>장</u> 소년 <u> </u> 귀하 보호자 <u> </u> 귀하 소년의 보호사건과 관련해 조사하오니 소년과 보호자는 월 일(요일) 오전 시 분에 이 호출장을 참석하여 가정법원 층 소년조사관실로 출두해 주십시오. 20____년 월 일 가정법원 가정법원 조사관 </div>
(비고) 1 20년 월 경찰서 조사 사건입니다. 2 소년 또는 보호자가 질병, 부재 등으로 어쩔 수 없이 출두할 수 없는 경우에는 그 사정을 담당 조사관에게 연락해 주십시오. 3 출두 당일 를 반드시 지참해 주십시오.	가정법원 전 화 () (대표) 내선번호 번

書式 6 同行状（緊急）

平成 年 (少) 第 号	執行指揮印
<h2 style="margin: 0;">同行状（緊急）</h2>	
少年 _____ 年 _____ 月 _____ 日生	
住居 _____	
<p>上記少年の _____ 保護事件について、下記の理由により、少年を当裁判所へ同行する。</p> <p style="text-align: center;">有効期間 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで</p> <p style="text-align: center;">この令状は上記期間経過後はその執行に着手することができない。 この場合には本令状を裁判所へ返還しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p style="text-align: center;">家庭裁判所 裁 判 官</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(審判に付すべき事由) _____ 別紙記載のとおり (緊急同行状を発付する理由) _____ 別紙記載のとおり (適条) _____ 少年法 12 条 1 項 (参考)</p> <p>1 予想される少年の立ち回り先 _____</p> <p>2 本同行状は、 _____ 警察署宛に発付</p>	
執行した日時	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 _____ 分
執行した場所	
執行することができなかったときはその理由
所 属 ・ 官 職	氏名 _____ 印
同行された日時 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 _____ 分	
裁判所書記官	

서식 6 동행장 (긴급)

20	년	(소)	제	호	집행지휘인
<h2 style="margin: 0;">동행장(긴급)</h2>					
소년	_____	_____	_____	_____	_____
주거지	_____				
<p>상기 소년의 보호사건과 관련해 하기 이유로 소년을 본 법원으로 동행한다.</p> <p style="text-align: center;">유효기간 20 년 월 일 까지</p> <p style="text-align: center;">이 영장은 상기 기간이 경과한 후에는 그 집행에 착수할 수 없음. 그 경우에는 본 영장을 법원에 반환해야 함.</p> <p style="text-align: center;">20 년 월 일</p> <p style="text-align: center;">가정법원 판 사</p> <p style="text-align: center;">기</p> <p>(심판 개시 사유) 별지 기재한 바와 같음 (긴급동행장 발부 이유) 별지 기재한 바와 같음 (적용 조항) 소년법 12조 1항 (참고)</p> <p>1 예상되는 소년의 도피처</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p>2 본 동행장은 _____ 경찰서 앞으로 발부</p>					
집행일시	20 년 월 일 오전·오후 시 분				
집행장소	_____				
집행이 불가능한 경우 그 이유	_____				
소속·관직	_____ 이름				인
동행일시	20 년 월 일 오전·오후 시 분				
법원 서기관					

書式 7 観護措置通知書

平成 年 少年第 号 保 護 事 件

観護措置通知書

殿

少年

年 月 日生

上記少年に対する保護事件について、審判を行うための必要上、少年は、平成 年 月 日 少年鑑別所に収容されたから通知する。

平成 年 月 日

家 庭 裁 判 所

裁 判 所 書 記 官

서식 7 감호조치통지서

20____년 (소) 제____호 보호사건

감 호 조 처 통 지 서

귀 하

소년

____년 ____월 ____일

상기 소년에 대한 보호사건과 관련된 심판 실시를 위해 필요상 소년은
20__년 ____월 ____일 소년분류심사원에 수용되었으므로 이를 통지함.

20__년 ____월 ____일

가 정 범 원

범 원 서 기 관

平成

年(少)第

号

付 添 人 選 任 届

家庭裁判所 御中

少年

に対する

保護事件について

弁護士

を付添人に選任いたしましたから連署の上お

届けいたします。

平成 年 月 日

選任者(少年保護者)

付添人住所

付 添 人

(注) 選任者()内は該当するものに○印をつける。

書式 9 付添人選任に関する通知及び照会

(法 22 条の 3 第 1 項, 規 30 条の 3 第 1 項)

平成 年(少)第 号

付添人選任に関する通知及び照会

少年 殿

保護事件名

あなたの事件では、慎重に手続きを進めるため、弁護士である付添人がいなければ審判できません。

あなたやあなたの家族が弁護士である付添人を選任しないときは、裁判所が弁護士である付添人を選任します。

そこで、同封した回答書に答えて書いて、 月 日までに 家庭裁判所に着くように送ってください。あなたが少年鑑別所にいるときは、鑑別所の先生に渡してください。

平成 年 月 日

家庭裁判所 (担当者)

電話 内線 番

書式 10 付添人選任に関する回答書

(法 22 条の 3 第 1 項, 規 30 条の 3 第 1 項)

平成 年(少)第 号

付添人選任に関する回答書

家庭裁判所 御中

保護事件について、次のとおり回答します。

※ レ印を付けてください。

- 私か私の家族が弁護士である付添人をつけます
付添人の名前は, (弁護士会) です。
(分かれば書いてください。)
- 裁判所で弁護士である付添人をつけてください。

平成 年 月 日

少年 印

서식 10 보조인 선임에 관한 회답서

(법 22 조의 3 제 1 항, 규 30 조의 3 제 1 항)

20 년 (소) 제 호

보조인 선임에 관한 회답서

가정법원 귀중

보호사건과 관련해 다음과 같이 회답합니다.

※ V 표시를 해 주십시오.

저 또는 제 가족이 변호사를 보조인으로 선임하겠습니다.

보조인의 이름은 (변호사회) 입니다.

(아는 경우 기재해 주십시오.)

법원에서 변호사를 보조인으로 선임해 주십시오.

20 년 월 일

소년

인

書式 11 決定通知書（審判不開始決定）

決 定 通 知 書

少 年 殿

(保護者) 殿

平成 年 月 日

家庭裁判所

裁判所書記官

少年に対する平成 年少第 号 保護事件について
は、調査の結果、本日 裁判官の決定により少年法第 19 条 1 項を適用し、こ
の事件については審判を開始しないで事件を終わらせることになりました。

この決定は、少年自身の自覚により再非行のないことを期待して行われたものですから再
び過ちを犯さないよう心がけてください。

平成 年 少年第 号

証人召喚状

証人 殿

少年

上記少年に対する 保護事件について、あなたを証人としてお尋ねしますから、来る 月 日 午前 時 分に当裁判所少年審判廷（階）に出頭してください。

平成 年 月 日

家庭裁判所

裁判官

- 注 1 出頭の際は、印鑑を持参し、この召喚状を差し出してください。出頭したときは、旅費、日当を請求することができます。
- 2 正当な理由がないのに出頭しないときは、勾引されたり、科料又は罰金、もしくは拘留に処せられたりすることがあります。

20 _____ 년 (소) 제 _____ 호

증인 소 환 장

증인 _____ 귀하

소년

상기 소년에 대한 보호사건과 관련해 귀하를 증인으로 심문하고자 하오니 오는 월 _____ 일 _____ 오전 _____ 시 _____ 분에 본 법원 소년심판정(_____ 층)으로 출두해 주십시오.

20 _____ 년 _____ 월 _____ 일

가 정 법 원
판 사

- 주 1 출두 시에는 인감을 지참하시고 이 소환장을 제출해 주십시오. 출두한 경우 여비, 일당을 청구할 수 있습니다.
- 2 정당한 이유 없이 출두하지 않은 경우에는 구인영장이 발부되거나 과태료 또는 벌금 처벌, 구류 처벌을 받을 수 있습니다.

書式 13 証人等整理票

家庭裁判所

証人等整理票		平成	年	月	日
氏名	印	事件番号	年少第	号	
年齢	年号を○で囲んでください。 昭和 年 月 日生 (年) 大正 明治	事件名			
職業		少年氏名			
住居		備考			該当するものを○で囲んでください。 証人 参考人 通訳人 鑑定人 その他 ()
旅費日当	いずれかを○で囲んでください。 請求する 請求しない				

- (注) 1 出頭された方は、この整理票に記入の上、係事務官に提出してください。
2 この整理票は、旅費日当請求書の資料あるいは旅費日当の放棄書として使用しますので、正確に記入してください。

서식 13 증인 등 정리표

가정법원

증인 등 정리표		20 年 월 일	
이름	인	사건번호	20 年 (소) 제 호
연령	연호에 ○ 표시를 해 주십시오. 昭和 大正 明治 년 월 일생 (세)	사건명	
직업		소년성명	
주소		비고	해당 사항에 ○ 표시를 해 주십시오. 증인 참고인 통역인 감정인 기타 ()
여비일당	해당 사항에 ○ 표시를 해 주십시오. 청구함 청구하지 않음		

(주) 1 출두하신 분은 이 정리표를 기입해 담당 사무관에게 제출해 주십시오.
2 이 정리표는 여비일당 청구서 자료 또는 여비일당 포기서로 사용되므로 정확하게 기입해 주십시오.

宣 誓 書

良^り心^{ょう}に^{しん}従^{したが}って、ほんとうの^{もう}ことを申^{もう}します。

知^しっていることをかくしたり、無^ないことを

申^{もう}したりなど、決^{けつ}して致^{いた}しません。

以^い上^{じょう}のとおり誓^{ちか}います。

しやうにん

証 人

선 서 서

양심에 따라 진실을 말하겠습니다.
아는 일을 숨기거나 없는 일을 보태어 말하는 등의
행위는 절단코 하지 않겠습니다.
위와 같이 맹세합니다.

증인

書式 15 通報の要請に関する照会

通報の要請に関する照会

あなたは、国民として領事関係に関
するウィーン条約第 36 項第 1 項 (b) の規定に基づき、拘禁された事実を
の領事機関に通報することを要請することが
できます。

要請するかどうかを回答書に記入してください。

なお、当該領事機関に対しては、我が国の法令に反しない限り、信書を発
することができます。

裁 判 所

回 答

通報することを 要請します。
 要請しません。

年 月 日

国 名

被拘禁者氏名

裁判所

御中

(注) 不用の文字を抹消すること。

서식 15 통보 요청에 관한 조회

통보 요청에 관한 조회

귀하는 국 국민으로서 영사관계에 관한 비엔나협약 제 36 조 제 1 항(b)의 규정에 의거해 구금된 사실을 의 영사기관에 통보할 것을 요청할 수 있습니다. 요청 여부를 회답서에 기입해 주십시오. 또한 일본 법령을 위반하지 않는 한 해당 영사기관에 서신을 발송할 수 있습니다.

법원

회 답

통보할 것을 요청합니다.
 요청하지 않습니다.

년 월 일

국 가 명

피구금자 성명

법원

귀중

(주) 불필요한 문자를 말소할 것.

第4編 用語の対訳

第1 法律関係用語

[あ行]

アリバイ

異議審

異議申立て

意見聴取

意見陳述

移送

移送決定

一時停止

一事不再理の効力

一般事件

一般遵守事項

一般短期処遇

一般保護観察

一般保護事件

居直り強盜

違法収集証拠

違法性

違法性阻却事由

院外委嘱指導

因果関係

淫行

引致

引致状

インターク

インターク基準

営利の目的

閲覧

援助

押印

押収

押収物

[か行]

蓋然的心証

回避

[あ行]

알리바이

이의심사

이의신청

의견청취

의견진술

이송

이송결정

일시정지

일사부재리의 효력

일반사건

일반준수사항

일반단기처우

일반보호관찰

일반보호사건

사후강도

위법수집증거

위법성

위법성 조각사유

(소년)원의 위촉지도

인과관계

음란행위

인치

구인(영)장

초기면접(인테이크)

초기면접(인테이크) 기준

영리 목적

열람

원조

날인

압수

압수물

[か行]

개연적 심증

회피

回付	회부
開放的な処遇	개방처우
確信の程度の心証	확신하는 정도의 심증
確信犯	확신범
覚せい剤	각성제
過失	과실
過失犯	과실범
過剩避難	과잉피난
過剩防衛	과잉방위
学校照会	학교에의 사실조회
学校照会書	학교에의 사실조회서
仮釈放	가석방
仮收容	가수용
仮退院	가퇴원
簡易送致	간이송치
簡易の呼出	간이재판소의 소환
管轄	관할
環境調整	환경조정
環境調整の措置	환경조정조치
環境調整命令	환경조정명령
勸告	권고
觀護措置	감호조치
觀護措置決定	감호조치결정
觀護令狀	감호영장
觀察	관찰
鑑定	감정
鑑定人	감정인
鑑定留置	감정유치
還付	환부
鑑別結果	분류심사결과
鑑別結果通知書	분류심사결과 통지서
期間	기간
棄却	기각
危険性の予測	위험성의 예측
期日	기일
既遂	기수
偽造	위조

既判力	기관력
忌避	기피
却下	각하
凶惡犯	흉악범
教科教育	교과교육
教科指導	교과지도
凶器	흉기
教唆	교사
矯正教育	교정교육
強制送還	강제송환
強制退去	강제퇴거
強制調査	강제조사
強制的措置	강제조치
強制的措置許可決定	강제조치 허가결정
強制的措置不許可決定	강제조치 불허가결정
共犯	공범
共犯者	공범자
共謀	공모
協力	협력
居所	거소
緊急同行狀	긴급동행영장
緊急避難	긴급피난
禁制品	금지품
國親	국친
國親思想	국친사상
◇犯	우범
◇犯事由	우범사유
◇犯少年	우범소년
◇犯性	우범성
訓戒	훈계
刑事事件	형사사건
刑事施設	형사시설
刑事處分相當	형사처분 상당
刑事責任年齡	형사책임연령
輕微事件	경미사건
刑法犯	형법범
決定	결정

決定書	결정서
決定書の送達	결정서 송달
決定の執行	결정 집행
決定の通知	결정통지
檢察官関与決定	검사관여 결정
檢察官送致決定	검사송치 결정
檢証	검증
故意	고의
合議体	합의체
公共の福祉	공공복지
拘禁	구금
後見人	후견인
抗告	항고
抗告受理決定	항고수리결정
抗告受理の申立て	항고수리신청
抗告審	항고심
抗告の趣意	항고 취지
抗告の申立て	항고제기
抗告の申立書	항고 신청서
抗告不受理決定	항고불수리결정
更新	갱신
更新決定	갱신결정
更生	갱생
更正	경정
更正決定	경정결정
公訴	공소
公訴の提起	공소제기
交通事件	교통(사고)사건
交通切符	교통위반 범칙통고서
交通切符制度	교통법규위반 범칙금제도
交通短期保護觀察	도로교통법위반 단기보호관찰
交通反則通告制度	교통위반 통고제도
交通保護觀察	도로교통법위반 보호관찰
勾留	구류
勾留状	구류장
勾留に代わる觀護措置	구류를 대신하는 감호조치
勾留理由開示	구류이유개시

国籍
国選付添人
国選弁護人
告知
告知調書
国法上の裁判所
国家賠償
個別処遇の原則

[さ行]

在院者
再抗告
再審
在宅鑑別
裁判官の回避
裁判權
裁判長
酒酔い
差戻し
差戻後の審判
参考人
事案輕微
死刑
試験觀察
試験觀察決定
事件記録
事件の再起
事件の調査
事後審
事實審理の結果
自首
施設送致申請
施設送致申請事件
私選付添人
執行
執行機關
執行指揮

국적
국선보조인
국선변호인
고지
고지조서
국법상의 법원
국가배상
개별처우의 원칙

[ㅅ행]

재원자
재항고
재심
재택분류심사
법관의 회피
재판권
재판장
주취(주취자)
환송
파기환송심
참고인
사안 경미(경미한 사안)
사형
시험관찰
시험관찰결정
사건기록
사건의 제기
사건의 조사
사후심
사실심리 결과
자수
시설송치신청
시설송치신청사건
사선보조인
집행
집행기관
집행지휘

執行指揮書	집행지휘서
執行のための同行状	집행을 위한 동행장
執行の停止	집행의 정지
指導監督	지도감독
児童自立支援施設送致決定	아동자립지원시설 송치결정
児童相談所長への送致決定	아동상담소장에게의 송치결정
児童養護施設送致決定	아동양호시설 송치결정
自白	자백
司法	사법
司法的機能	사법적기능
社会記録	사회기록
社会貢献活動	사회공헌활동
社会資源	사회자원
社会適応性	사회적응성
社会生活	사회생활
社会内処遇	사회내처우
社会調査	사회조사
社会防衛	사회방위
社会防衛思想	사회방위사상
終局処分	종국처분
住居	주거
住所	주소
自由心証主義	자유심증주의
重大な事実誤認	중대한 사실오인
集団講習	집단강습
集団処遇	집단처우
收容区分	수용구분
收容継続	수용계속
收容継続決定	수용계속결정
收容継続申請	수용계속신청
收容継続申請事件	수용계속신청사건
受命裁判官	수명법관
準抗告	준항고
遵守事項	준수사항
遵守事項違反	준수사항위반
準少年保護事件	준소년 보호사건
証言	증언

証拠	증거
証拠調べ	증거조사
証拠法則	증거법칙
小舎制	소사제도(소년들이 소규모 기숙사 등 시설에서 생활하는 제도)
証人	증인
証人尋問	증인심문
証人尋問權	증인심문권
証人等の費用	증인 등의 비용
少年	소년
少年院送致	소년원 송치
少年院送致決定	소년원 송치결정
少年鑑別所收容の一時継続	소년분류심사원수용 일시계속
少年審判	소년심판
少年審判手續	소년심판 절차
少年調査記録	소년조사 기록
少年調査票	소년조사표
少年の刑事事件	소년 형사사건
少年の健全な育成	소년의 건전한 육성
少年の保護事件	소년 보호사건
少年非行	소년 비행
少年保護事件	소년 보호사건
少年補償	소년보상
少年補償事件	소년 보상사건
抄本	초본
証明書	증명서
処遇勸告	처우권고
職業指導	직업지도
職業補導	직업보도
職權主義	직권주의
職權主義的審問構造	직권주의적 심문구조
触法少年	촉법소년
所在不明	소재불명
除斥	제척
処断刑	처단형
処分の著しい不当	지나치게 부당한 처분
親權	친권

親權行使	친권행사
親權尊重	친권존중
人權尊重	인권존중
人權保護	인권보호
人權保障	인권보장
身上調査表	신상조사표
心身鑑別	심신분류심사
身體の自由の拘束	신체자유의 구속
人定質問	인정질문
審判	심판
審判開始決定	심판개시결정
審判權	심판권
審判不開始決定	심판불개시결정
審判期日	심판기일
審判期日通知書	심판기일 통지서
審判結果通知	심판결과통지
審判条件	심판조건
審判狀況説明	심판상황설명
審判調書	심판조서
審判廷	심판정
審判に付すべき少年	심판을 받아야 할 소년
審判の併合	심판 병합
審判非公開	심판비 공개
審判傍聽	심판 방청
性格の矯正	성격 교정
生活指導	생활지도
成人	성인
正当防衛	정당방위
正本	정본
責任	책임
責任能力	책임능력
接見交通權	접견교통권
接見の禁止	접견 금지
接見の制限	접견 제한
宣誓	선서
専門的知識の活用	전문적 지식의 활용
全件送致主義	전건송치주의

捜査
捜査機関
捜索
送致
訴訟法上の裁判所

粗暴犯

損害

損害賠償

[た行]

体育指導

退院

逮捕

知事への送致決定

中間少年

長期の処遇

調査

調査官

調査命令

調査報告書

直送事件

陳述録取書

陳述録取調書

通行禁止

通行区分

通告

通訳

通訳人

付添人

付添人の選任

連戻し

連戻状

適正手続

伝聞証拠

伝聞法則

同行

수사

수사기관

수색

송치

소송법상의 법원

조폭범

(폭행,상해,공갈,협박 등의 강력범)

손해

손해배상

[た行]

체육지도

퇴원

체포

지방자치단체의 장에게 송치결정

중간소년

장기처우

조사

조사관

조사명령

조사보고서

직송사건

진술녹취서

진술녹취조서

통행금지

통행구분

통고

통역

통역인

보조인

보조인 선임

재수용

재수용영장

적정절차

전문증거

전문법칙

동행

同行狀
動向視察
謄寫
謄本
道路交通事件
特別活動指導
特別遵守事項
特別法犯

[な行]

任意調査
任意同行
年少少年
年長少年
年齡超過

[は行]

犯罪
犯罪少年
犯罪の嫌疑
反對尋問
反對尋問權
被害者
被害者調査
非行
非行事實
非行事實存在の蓋然性
非行事實の告知
非行事實の認否
非行性
非行なし
非常上告
否認
否認事件
秘密性
不告不理の原則
不処分

동행장
동향시찰
등사
등본
도로교통사건
특별활동시동
특별준수사항
특별법범

[나行]

임의조사
임의동행
연소소년
연장소년
연령초과

[하行]

범죄
범죄소년
범죄 혐의
반대심문
반대심문권
피해자
피해자조사
비행
비행사실
비행사실존재의 개연성
비행사실 고지
비행사실 인정여부
비행성
비행없음
비상상고
부인
부인사건
비밀성
불고불리의 원칙
불처분

不処分決定	불처분결정
不定期刑	불정기형
不服申立て	불복신청
不利益変更禁止	불이익변경금지
分類処遇	분류처우
併合審判	병합심판
弁解	변명
弁解の聴取	변명 청취
変更の申出	변경 신청
弁護士	변호사
弁護人	변호인
保安処分	보안처분
報告	보고
法廷遵守事項	법정준수사항
法定代理人	법정대리인
法的調査	법적조사
法律記録	법률기록
保護觀察	보호관찰
保護者	보호자
保護処分	보호처분
保護処分取消決定	보호처분 취소결정
保護処分取消事件	보호처분 취소사건
保護処分の競合	보호처분의 경합
保護処分の取消し	보호처분 취소
教育的措置(保護的措置)	교육적조치(보호적조치)
没取	몰수
没取決定	몰수결정
没取に係る物の返付	몰수물의 반환
補充捜査	보충수사
補償の払渡し	보상의 지불
補導委託	보도위탁
補導委託先	보도위탁처
補導委託費	보도위탁비
補導援護	보도원호
本籍照会	본적조회
本籍照会書	본적조회서
翻訳	번역

翻訳人

[ま行]
身柄付送致
みなし勾留
無職の者
無断外出
面前告知
申出
申出人
黙秘権
黙秘権の告知
戻し收容
戻し收容決定
戻し收容処分
戻し收容申請事件

[や行]
有職の者
有責性
要保護性
余罪
余罪捜査
呼出
呼出状

[ら行]
留置施設
労役場留置

번역인

[ま行]
신병송치
구류로 간주
무직자
무단외출
면전고지
신청
신청인
묵비권
묵비권의 고지
재수용
재수용결정
재수용처분
재수용신청사건

[야行]
유직자
유책성
요보호성
여죄
여죄수사
호출
호출장

[라行]
유치시설
노역장유치

第2 調査関係用語

[あ行]

家出

居心地

遺伝

姻族

[아行]

가출

(어떤 장소에서) 지내는 느낌(기분)

유전

인척

[か行]

カウンセリング

家族関係

家長

家庭内暴力

義務教育

虐待

血族

高等学校(高校)

行動傾向

公立

危険ドラッグ(脱法ハーブ)

[카行]

카운셀링

가족관계

가장

가정내폭력

의무교육

학대

혈족

고등학교(고교)

행동경향

공립

위험약물(탈법허브)

[さ行]

しつけ

社会奉仕活動

照会書

小学校

上司

職種

私立

信条

親族

心理テスト

住込み

生活史

生活費

成績

性的虐待

[산行]

예의범절

사회봉사활동

조회서

초등학교

상사

직종

사립

신조

친족

심리테스트

더부살이

생활사

생활비

성적

성적 학대

生理
専門学校
送金
相談相手

[た行]

退学
大学

怠休

短所
中学校

長所
通勤

手続
手取り

転居
転校

転職
動機

同棲
同僚

特技

[な行]

仲
肉体関係
入学

[は行]

配偶者
背景
売春
父系
不純異性交遊
扶養
扶養家族

생리
전문학교
송금
상담상대

[た行]

퇴학
대학

태학

(공부가 싫어 학교에 가지 않는 것)

단점
중학교

장점
통근

절차(수속)
실수령액(순수익)

전거(이사)
전학

전직(이직)
동기

동거
동료

특기

[な行]

관계
육체관계
입학

[は行]

배우자
배경
성매매(매춘)
부계
불순이성교제
부양
부양가족

保育所
母系

보육원
모계

[ま行]
身元引受人
面接

[ま行]
신원인수인
면접

[や行]
役割
幼少
幼稚園

[や行]
역할
유소
유치원

[ら行]
離婚
労働条件

[ら行]
이혼
노동조건

第3 官庁等諸機関名

[あ行]

医務室
医務室技官
受付

[あ行]

의무실
의무실 사무관
접수

[か行]

海上保安庁
外務省
科学調査室
家庭裁判所
家庭裁判所支部
家庭裁判所調査官(調査官)
家庭裁判所調査官室
簡易裁判所
矯正管区
矯正管区長
矯正局
区
区検察庁
警察
警察官
警察署
警察職員
警察署の保護室
警察庁
警察庁次長
警察庁長官
警視
警視監
警視正
警視總監
警視庁
警視長
警部
警部補

[か行]

해양경찰청
외교통상부
과학조사실
가정법원
가정법원 지원
가정법원 조사관(조사관)
가정법원 조사관실
간이법원
교정관구
교정관구장
교정국
구
구 검찰청
경찰
경찰관
경찰서
경찰직원
경찰서의 보호실
경찰청
경찰청 차장
경찰청 장관
경정
치안감
총경
치안정감
경시청(도쿄 전담 경찰조직)
경무관
경감
경위

刑務官
刑務所
刑務所長
県
県警察本部
検察
検察官
検察事務官
検察庁
検事
検事正
検事総長
検事長
公使
厚生労働省
更正保護会
更正保護婦人会
拘置所
高等検察庁
高等裁判所
高等裁判所長官

[さ行]

最高検察庁
最高裁判所
最高裁判所長官
最高裁判所裁判官
裁判官
裁判所事務官
裁判所書記官
裁判長
市
次長検事
児童委員
児童自立支援施設
児童相談所
児童相談所長

교도관
 교도소
 교도소장
 현
 현 경찰본부
 검찰
 검찰관
 검찰사무관
 검찰청
 검사
 지방검사장
 검찰총장
 고등검사장
 공사
 보건복지부, 식품의약품안전청 및 노동부
 갯생보호회
 갯생보호부인회
 구치소
 고등검찰청
 고등법원
 고등법원장

[슨行]

대검찰청
대법원
대법원장
대법원 판사
판사
법원 사무관
법원 서기관
재판장
시
차장검사
아동위원
아동자립지원시설
아동상담소
아동상담소장

兒童福祉司
兒童養護施設
司法警察員
司法警察職員
司法巡查
巡查
巡查長
巡查部長
少年院
少年鑑別所
少年刑務所
書記官室
人權擁護局
審判官
審判廷
税関

[た行]

第1種少年院
大使
大使館
第3種少年院
第2種少年院
第4種少年院
知事(都道府県知事)
地方檢察庁
地方檢察庁支部
地方更正保護委員会
地方裁判所
地方裁判所支部
地方法務局
中央更正保護審査会
調査官(家庭裁判所調査官)

[な行]

入国管理局
入国管理事務所

아동복지사
아동양호시설
사법경찰관
사법경찰직원
사법경찰리
순경
순경장
순경부장
소년원
소년분류심사원
소년교도서
서기관실
인권옹호국
심판관
심판정
세관

[た行]

제1종 소년원
대사
대사관
제3종 소년원
제2종 소년원
제4종 소년원
지사(도도부현 지사)
지방검찰청
지방검찰청 지청
지방갱생보호위원회
지방법원
지방법원 지원
지방법무국
중앙갱생보호심사회
조사관(가정법원 조사관)

[な行]

출입국관리국
출입국관리사무소

入国管理局出張所
入国者収容所

〔は行〕
判事
判事補
福祉事務所
法務技官
法務教官
法務省
保護局
保護觀察官
保護觀察所
保護觀察所長
保護区
保護司
補導委託先

〔ら行〕
領事
領事館

출입국관리사무소 출장소
입국자수용소

〔は行〕
판사
판사보
복지사무소
법무기관
법무교관
법무부
보호국
보호관찰관
보호관찰소
보호관찰소장
보호구역
보호관찰사
보도위탁처

〔ら行〕
영사
영사관

第4 法令名

[あ行]

あへん法

安保条約

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約)

医師法

意匠法

医療法

ウィーン条約

(領事関係に関するウィーン条約)

恩赦法

[아行]

아편법

안보조약

(일본과 미합중국 간의 상호협력 및 안전보장조약)

의사법

의장법

의료법

비엔나협약

(영사관계에 관한 비엔나협약)

사면법

[か行]

外国為替及び外国貿易法

外国裁判所ノ囑託ニ因ル共助法

海上交通安全法

海上衝突予防法

覚せい剤取締法

家事事件手続規則

家事事件手続法

学校教育法

割賦販売法

火薬類取締法

関税込率法

関税法

警察官職務執行法

警察法

刑事訴訟規則

刑事訴訟費用等に関する法律

刑事訴訟法

刑事補償規則

刑事補償法

競馬法

軽犯罪法

刑法

[카行]

외환 및 외국무역법

외국법원의 촉탁에 의한 공조법

해양교통안전법

해상출동예방법

각성제단속법

가사소송규칙

가사소송법

학교교육법

할부거래에 관한 법률

총포·도검·화약류 등 단속법

관세정율법

관세법

경찰관직무집행법

경찰법

형사소송규칙

형사소송비용 등에 관한 법률

형사소송법

형사보상규칙

형사보상법

경마법

경범죄 처벌법

형법

検察審査会法	검찰심사회법
検察庁法	검찰청법
憲法（日本国憲法）	헌법（일본국헌법）
公害罪法（人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律）	공해죄법(인간의 건강에 관한 공해범죄의 처벌에 관한 법률)
航空機の強取等の処罰に関する法律	항공기 강취 등의 처벌에 관한 법률
航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律	항공의 위험을 초래하는 행위 등의 처벌에 관한 법률
更生保護法	갱생보호법
国際捜査共助法	국제형사사법공조법
国籍法	국적법
戸籍法	호적법
国家賠償法	국가배상법
 〔さ行〕	 〔さ行〕
裁判所法	법원법
酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律	술에 취하여 공중에게 폐를 끼치는 행위의 방지에 관한 법률
自転車競技法	경륜법
児童買春，児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	아동매춘, 아동포르노에 관한 행위 등의 규제 및 처벌과 아동보호 등에 관한 법률
自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律	자동차 운전으로 사람을 사상시키는 행위 등의 처벌에 관한 법률
児童福祉法	아동복지법
銃砲刀剣類所持等取締法	총포 도검류 소지등 단속법
出入国管理及び難民認定法	출입국관리 및 난민인정법
少年院法	소년원법
少年鑑別所法	소년분류심사원법
少年審判規則	소년심판규칙
少年の保護事件に係る補償に関する規則（少年補償規則）	소년 보호사건과 관련된 보상에 관한 법률(소년보상법)
少年の保護事件に係る補償に関する法律（少年補償法）	소년 보호사건과 관련된 보상에 관한 규칙(소년보상규칙)
少年法	소년법
商法	상법
職業安定法	직업안정법
人身保護法	인신보호법

新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法	나리타국제공항의 안전확보에 관한 긴급 조치법
森林法	산림법
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	정신보건 및 정신장애자 복지에 관한 법률
船員法	선원법
船舶安全法	선박안전법
船舶職員法	선박직원법
船舶法	선박법
組織犯罪処罰法（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律）	조직범죄처벌법(조직적 범죄의 처벌 및 범죄수익의 규제 등에 관한 법률)
[た行]	[た行]
大麻取締法	대마초단속법
著作権法	저작권법
通貨及証券模造取締法	통화 및 증권 위조 단속법
鉄道營業法	철도영업법
電気通信事業法	전기통신사업법
電波法	전파법
盜犯等ノ防止及処分ニ関スル法律	도범 등의 방지 및 처분에 관한 법률
逃亡犯罪人引渡法	도망범죄인 인도법
道路運送車両法	도로운송차량법
道路交通法	도로교통법
毒物及び劇物取締法	독물 및 극물 단속법
[な行]	[な行]
日本国憲法	일본국헌법
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（安保条約）	일본과 미합중국간의 상호협력 및 안전보장조약 (일미안전보장조약)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法	일본과 미합중국간의 상호협력 및 안전보장조약 제 6 조에 기한 시설 및 구역과 아울러 일본국에 있어서의 합중국군대의 지위에 관한 협정 실시에 따른 형사특별법
日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法	일본국에서의 국제연합 군대의 지위에 관한 협정의 실시에 따른 형사특별법

[は行]

売春防止法
 破壊活動防止法
 爆発物取締罰則
 罰金等臨時措置法
 犯罪捜査規範
 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律
 犯罪者被害者等給付金支給法
 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に
 付随する措置に関する法律
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に
 関する法律
 武器等製造法
 法廷等の秩序維持に関する法律
 暴力行為等処罰ニ関スル法律
 保護司法

[ま行]

麻薬及び向精神薬取締法
 麻薬及び向精神薬取締法等特例法（国際的
 な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長
 する行為等の防止を図るための麻薬及び向精
 神薬取締法等の特例等に関する法律）
 未成年者飲酒禁止法
 未成年者喫煙禁止法
 民事訴訟法
 民法

[や行]

有線電気通信法
 郵便法

[ら行]

領海及び接続水域に関する法律
 領事関係に関するウィーン条約（ウィーン条
 約）

[は行]

성매매방지법
 파괴활동방지법
 폭발물단속벌칙
 벌금 등 임시조치법
 범죄수사규범
 범죄수사를 위한 통신방수에 관한 법률
 범죄피해자 등 급부금 지급법
 범죄피해자 등의 보호를 도모하기 위한
 형사절차에 수반하는 조치에 관한 법률
 풍속영업의 규제에 관한 법률
 무기 등 제조법
 법정 등의 질서유지에 관한 법률
 폭력행위 등 처벌에 관한 법률
 보호사법

[ま行]

마약 및 향정신약단속법
 마약 및 향정신약단속법 등 특례법(국제적
 협력 하에서 규제약물에 관련된
 부정행위를 조장하는 행위 등의 방지를
 도모하기 위한 마약 및 향정신성의약품
 단속법 등의 특례 등에 관한 법률)
 미성년자 음주금지법
 미성년자 흡연금지법
 민사소송법
 민법

[や行]

유선전기통신법
 우편법

[ら行]

영해 및 접속수역법
 영사관계에 관한 비엔나협약
 (비엔나협약)

旅券法
労働基準法

여권법
근로기준법

第 5 罪名

[あ行]

遺棄罪
遺棄致死傷罪
遺失物等横領罪
威力業務妨害罪
往来危険罪
横領罪

[아行]

유기죄
유기치사상죄
유기물횡령죄
위력업무방해
왕래위협죄
횡령죄

[か行]

覚せい剤取締法違反
過失傷害罪
過失致死罪
過失運転致死傷罪
危険運転致死傷罪
偽証罪
偽造外国通貨行使罪
偽造通貨行使罪
偽造無印公文書行使罪
偽造無印私文書行使罪
偽造有印公文書行使罪
偽造有印私文書行使罪
偽造有価証券行使罪
器物損壊罪
恐喝罪
強制わいせつ罪
強制わいせつ致死傷罪
脅迫罪
業務上横領罪
業務上過失往来危険罪
業務上過失傷害罪
業務上過失致死罪
強要罪
現住建造物等放火罪
建造物等以外放火罪
建造物等延焼罪

[카行]

각성제단속법위반
과실상해죄
과실치사죄
과실운전치사상죄
위험운전치사상죄
위증죄
위조외국통화행사죄
위조통화행사죄
위조무인공문서행사죄
위조무인사문서행사죄
위조유인공문서행사죄
위조유인사문서행사죄
위조유가증권행사죄
기물손괴죄
공갈죄
강제외설죄
강제외설치사상죄
협박죄
업무상횡령죄
업무상과실왕래위협죄
업무상과실상해죄
업무상과실치사죄
강요죄
현주건조물방화죄
건조물 등 이외의 방화죄
건조물 등 연소죄

公印偽造罪
公印不正使用罪
強姦罪
強姦致死傷罪
公正証書原本不實記載罪
公然わいせつ罪
強盜強姦罪
強盜強姦致死傷罪
強盜罪
強盜致死罪
強盜致傷罪
強盜予備罪
公用文書毀棄罪
公務執行妨害罪
昏睡強盜罪

[さ行]

詐欺罪
殺人罪
殺人予備罪
私印偽造罪
私印不正使用罪
死体遺棄罪
重過失傷害罪
重過失致死罪
住居侵入罪
銃砲刀劍類所持等取締法違反
傷害罪
傷害致死罪
常習賭博罪
常習累犯竊盜罪
証人威迫罪
証拠隱滅罪
竊盜罪
贈賄罪

[た行]

공인위조죄
공인부정사용죄
강간죄
강간치사상죄
공정증서원본부실기재죄
공연외설죄
강도강간죄
강도강간치사상죄
강도죄
강도치사죄
강도치상죄
강도예비죄
공용문서손괴죄
공무집행방해죄
혼취강도죄

[산行]

사기죄
살인죄
살인예비죄
사인위조죄
사인부정사용죄
사체유기죄
중과실상해죄
중과실치사죄
주거침입죄
총포도검류소지 등 단속법 위반
상해죄
상해치사죄
상습도박죄
상습누범절도죄
증인협박죄
증거인멸죄
절도죄
증뢰죄(증회죄)

[타行]

逮捕監禁罪
逮捕監禁致死傷罪
單純逃走罪
通貨偽造罪
盜品等無償讓受け罪
盜品等有償讓受け罪
道路交通法違反
毒物及び劇物取締法違反
賭博場開帳罪
賭博罪

[は行]

背任罪
犯人藏匿罪
非現住建造物等放火罪
売春防止法違反
放火罪
暴行罪
暴力行為等処罰ニ関スル法律違反
保護責任者遺棄罪
保護責任者遺棄致死傷罪

[ま行]

麻薬及び向精神薬取締法違反
身の代金目的拐取罪
身の代金目的拐取幫助罪
身の代金目的拐取予備罪
身の代金目的被拐取者收受罪
無印公文書偽造罪
無印私文書偽造罪
名譽毀損罪

[や行]

有印公文書偽造罪
有印私文書偽造罪
有価証券偽造罪

체포감금죄
체포감금치사상죄
단순도주죄
통화위조죄
장물 등 무상양도를 받은 죄
장물 등 유상양도를 받은 죄
도로교통법위반
독물 및 극물 단속법 위반죄
도박장개장죄
도박죄

[は行]

배임죄
범인은닉죄
비현주건조물 등 방화죄
성매매방지 위반
방화죄
폭행죄
폭력행위 등 처벌에 관한 법률위반
보호책임자 유기죄
보호책임자 유기치사상죄

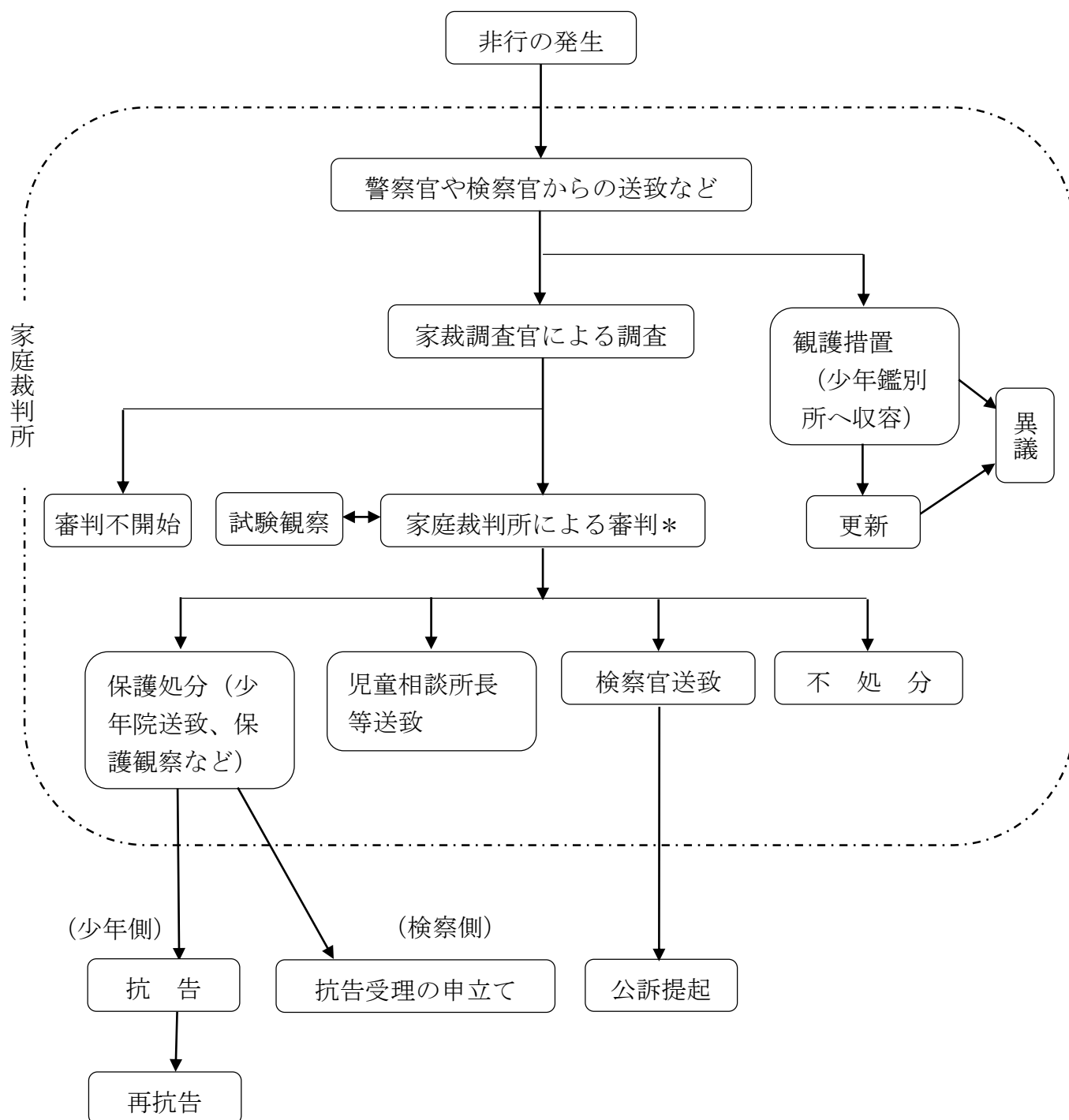
[ま行]

마약 및 향정신성의약품 단속법 위반
몸값목적 유기죄
몸값목적 약취유인방조죄
몸값목적 약취유인예비죄
몸값목적 피약취유인자수수죄
무인공문서위조죄
무인사문서위조죄
명예훼손죄

[や行]

유인공문서위조죄
유인사문서위조죄
유가증권위조죄

少年保護事件の手続の流れ



* 複雑困難な重大事件などでは、①3人の裁判官が審判したり、②検察官が立ち会うことがあります。